

## 本章のポイント

## 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成22年5月現在、衆議院11.3%、参議院17.4%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるが、平成19年度で2.0%となお低水準。なお、採用者に占める女性の割合は着実に増加し、I種試験等事務系区分は平成21年度では30.6%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成21年では33.2%。女性の専門委員等の割合は16.5%。

## 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員の割合はおおむね横ばい。最も高い特別区議会では24.8%。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成21年では都道府県5.7%、政令指定都市8.6%、市区9.4%、町村8.9%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成21年では都道府県33.1%、政令指定都市31.9%、市区26.7%、町村23.2%。

## 第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加。裁判官16.0%、検察官12.9%、弁護士15.4%。
- 新聞、放送業界における女性の参画は徐々に進展している。
- 2009年の日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は109か国中57位。

## 第1節

## 国の政策・方針決定過程への女性の参画

## （国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について、その推移をみると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加し、22年5月現在、11.3%（54名）となっている。

また参議院においては、昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成22年5月現在では17.4%（42名）となっている。

## （立候補者、当選者に占める女性割合）

衆議院議員総選挙における立候補者及び当選者に占める女性割合についてみると、昭和61年以来、ともに着実に増加していたが、平成15年11月執行の総

選挙では減少した。しかし、17年9月執行の総選挙では若干増加し、直近の21年8月執行の総選挙では、立候補者に占める女性割合は更に増加して過去最高の16.7%となり、当選者に占める女性割合も過去最高の11.3%となった（第1-1-1図）。

また参議院議員通常選挙では、立候補者に占める女性割合はおおむね着実に増加している。直近の平成19年7月執行の通常選挙では24.1%となり、前回20.6%と大きく減少した数字が回復している。当選者に占める女性割合は近年減少傾向にあったが、19年7月執行の通常選挙では21.5%となり、前回の12.4%から大きく増加した（第1-1-2図）。

## （国家公務員採用者に占める女性割合）

総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」（平成21年）によると、国家公務員採用I種試験等（国家公務員採用I種試験、防衛省職員採用I種試験その他

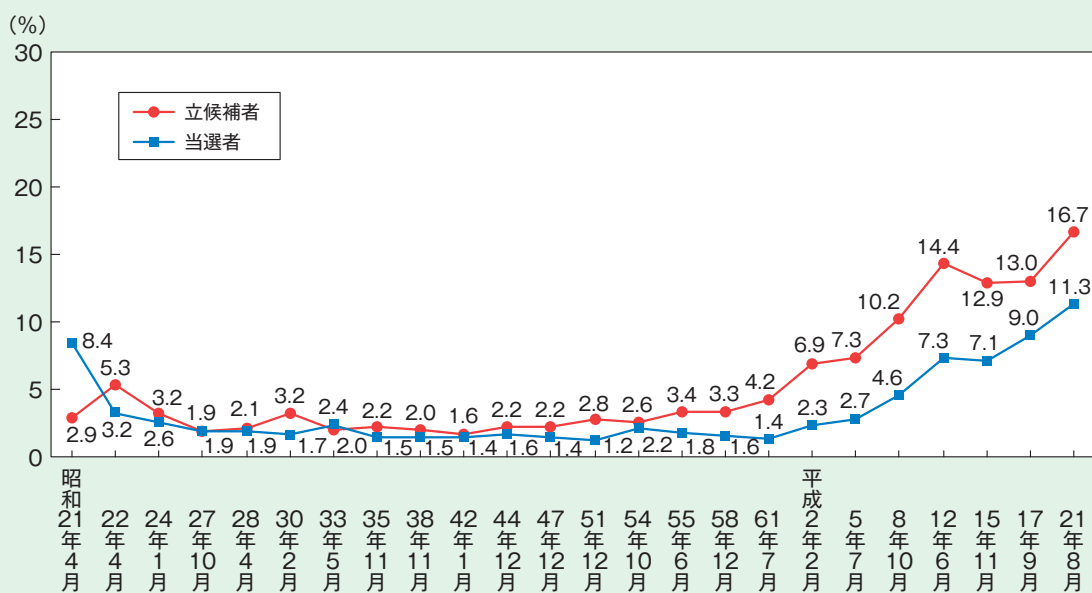
I種試験に準ずる試験をいう。)について、平成21年度の採用者に占める女性の割合は25.8%となっている。また、このうち事務系区分については、女性の割合が30.6%となっており、男女共同参画基本計画(第2次)の目標に掲げる30%の水準に達した。また、国家公務員採用I種試験等、II種試験等及びIII種試験等の採用者に占める女性割合は、III種、II種、

I種の順で高くなっており、21年度は、全試験において、前年に比べ増加している(第1-1-3図)。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

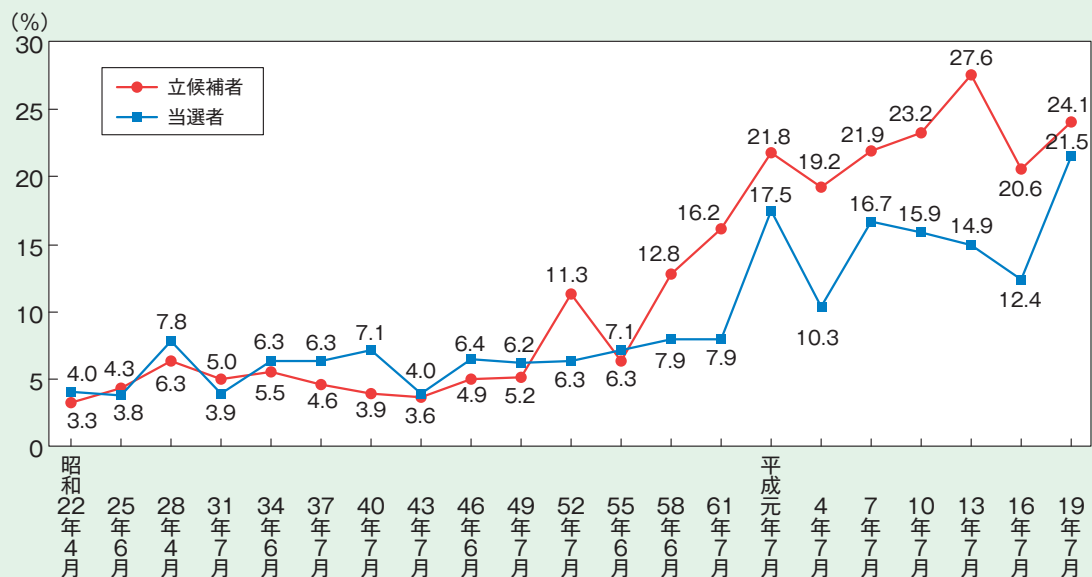
行政職(一)俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別にみると、それぞれ増加傾向にあ

第1-1-1図 衆議院議員総選挙立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料より作成。

第1-1-2図 参議院議員通常選挙立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料より作成。

る。平成20年度の在職者について、役職段階別に女性割合をみると、係長級においては、女性が占める割合は17.4%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている（第1-1-4図）。

### （依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合）

本省課室長相当級である行政職俸給表（一）7級以上及び指定職において女性が占める割合は、年々増加してはいるものの平成19年度において2.0%と依然低く、上位の級への女性の登用が課題となっている（第1-1-5図）。

### （着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

平成18年4月の男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員については、平成32（2020）年までに、政府全体として、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とまらない状態を達成するよう努め、そのための当面の目標として、平成22（2010）年度末までに、女性委員の割合が少

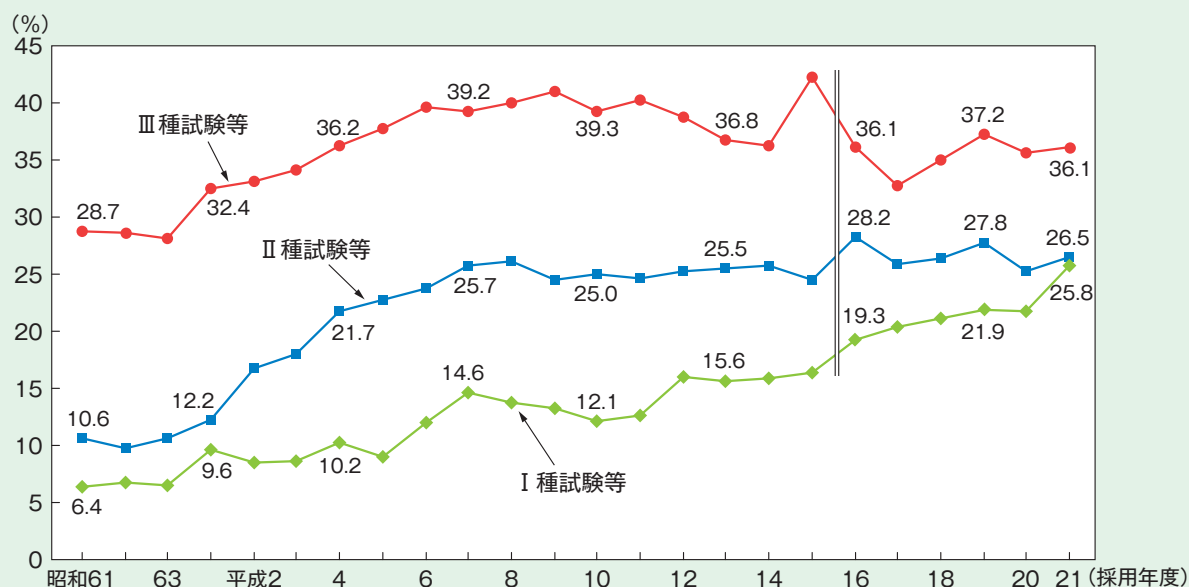
なくとも33.3%となるよう努めることとされている。また、専門委員等（委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの）についても、平成32（2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となるよう努め、そのための当面の目標として、平成22（2010）年度末までに20%となるよう努めることとなっている。

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っているが、平成21年9月30日現在、33.2%となっており、女性委員の割合は着実に増加している。一方、専門委員等に占める女性の割合は、16.5%にとどまっております、目標達成に向けて更なる取組が必要とされる（第1-1-6図）。

## 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

（大都市ほど高い地方議会における女性の割合）  
都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の

第1-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移

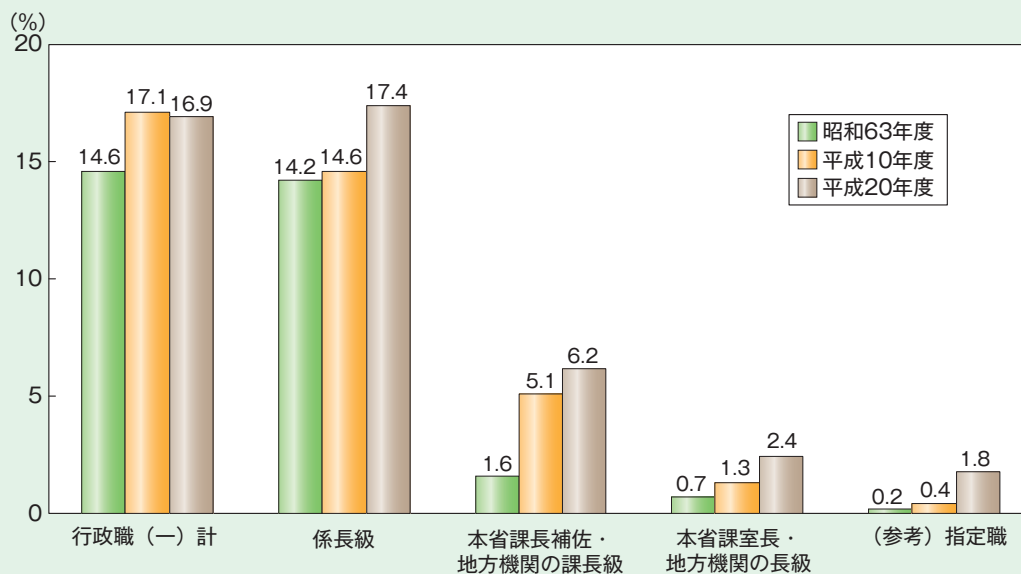


- （備考）
1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
  2. 平成15年度以前（二重線の左側）における採用の割合は、国家公務員採用I・II・III種試験に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者も含む。）のうち、防衛省、国会職員に採用された者を除いた数。
  3. 平成16年度以降（二重線の右側）における採用の割合は、国家公務員採用I・II・III種試験に合格して採用された者（独立行政法人又は国会職員に採用された者を除く。）に、防衛省職員採用I・II・III種試験及びその他準ずる試験並びに平成20年度以降については中途採用者選考試験（ただし、皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）に合格して採用された者を加えた数。
  4. 平成21年度の採用割合は、21年4月30日現在の割合。

女性議員の割合をみると、平成21年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では24.8%、政

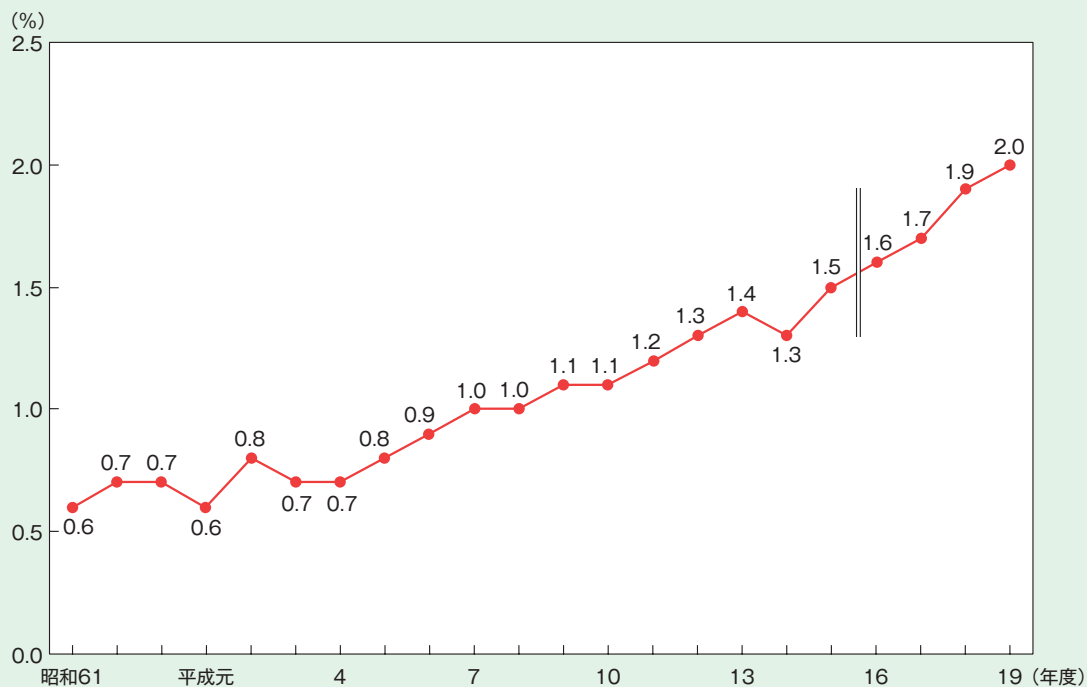
令指定都市の市議会は17.4%、市議会全体は12.4%、都道府県議会は8.1%、町村議会は8.1%となってお

第1-1-4図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合（行政職（一））



(備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。  
 2. 昭和63年度、平成10年度は各年度末、20年度は1月15日現在の割合。  
 3. 係長級は、行政職俸給表（一）3、4級（昭和63年度及び平成10年度は旧4～6級）、本省課長補佐・地方機関の課長級は同5、6級（同旧7、8級）、本省課室長・地方機関の長級は同7～10級（同旧9～11級）の適用者に占める女性の割合。

第1-1-5図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。  
 2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員（行政職俸給表（一）及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。）が加わっている。

り、都市部で高く郡部で低い傾向にある（第1-1-7図）。

#### （地方公務員採用試験合格者における女性割合）

都道府県及び市区の地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は、平成20年度では、都道府県採用試験の合格者で24.7%、市区採用試験の合格者で45.8%となっており、都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移していたが、16年度以降減少傾向がみられ、都道府県では7年度以降減少傾向にあったが、18年度から回復している（第1-1-8図）。

#### （地方公務員管理職に占める女性割合）

地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成21年度）によると、平成21年では、都道府県で5.7%、政令指定都市で8.6%、市区で9.4%、町村で8.9%となっている（第1-1-9図）。また、女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは都道府県・政令指定都市で22自治

体となっており、その他の自治体においても職域拡大等の取組を進めている。

#### （着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合）

審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用に努めており、女性委員の割合は着実に増加している。平成21年では、目標の対象である審議会等における女性委員割合は、都道府県で33.1%、政令指定都市で31.9%、市区で26.7%、町村で23.2%となっている（第1-1-10図）。

### 第3節

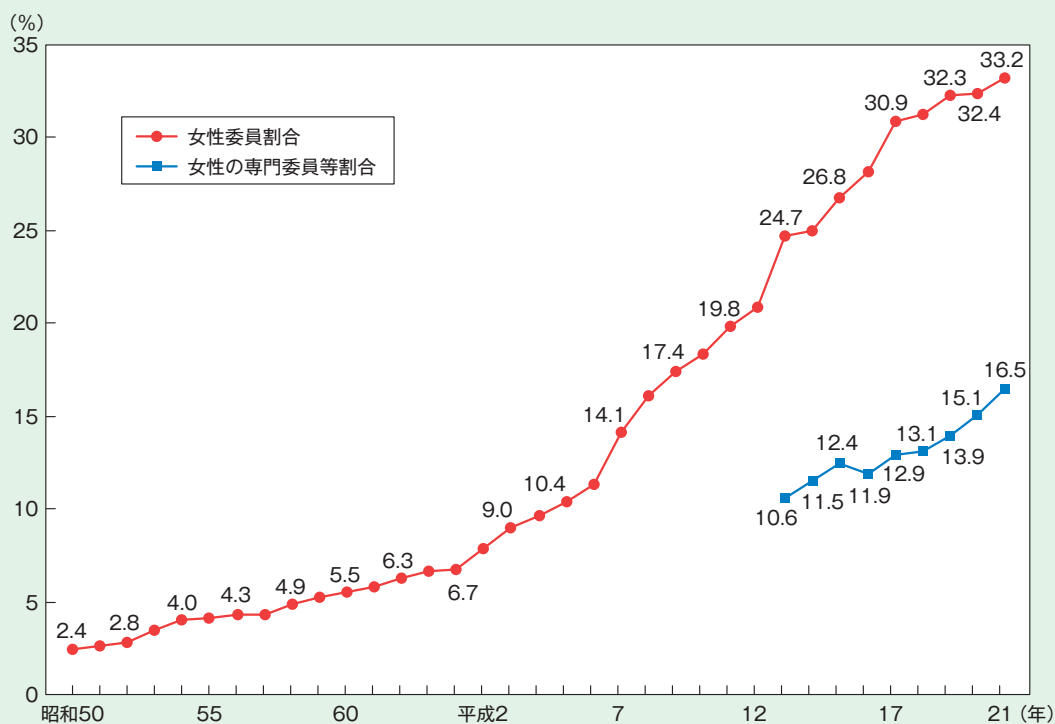
## 様々な分野における女性の参画

#### （着実に増加する司法分野における女性割合）

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加している。

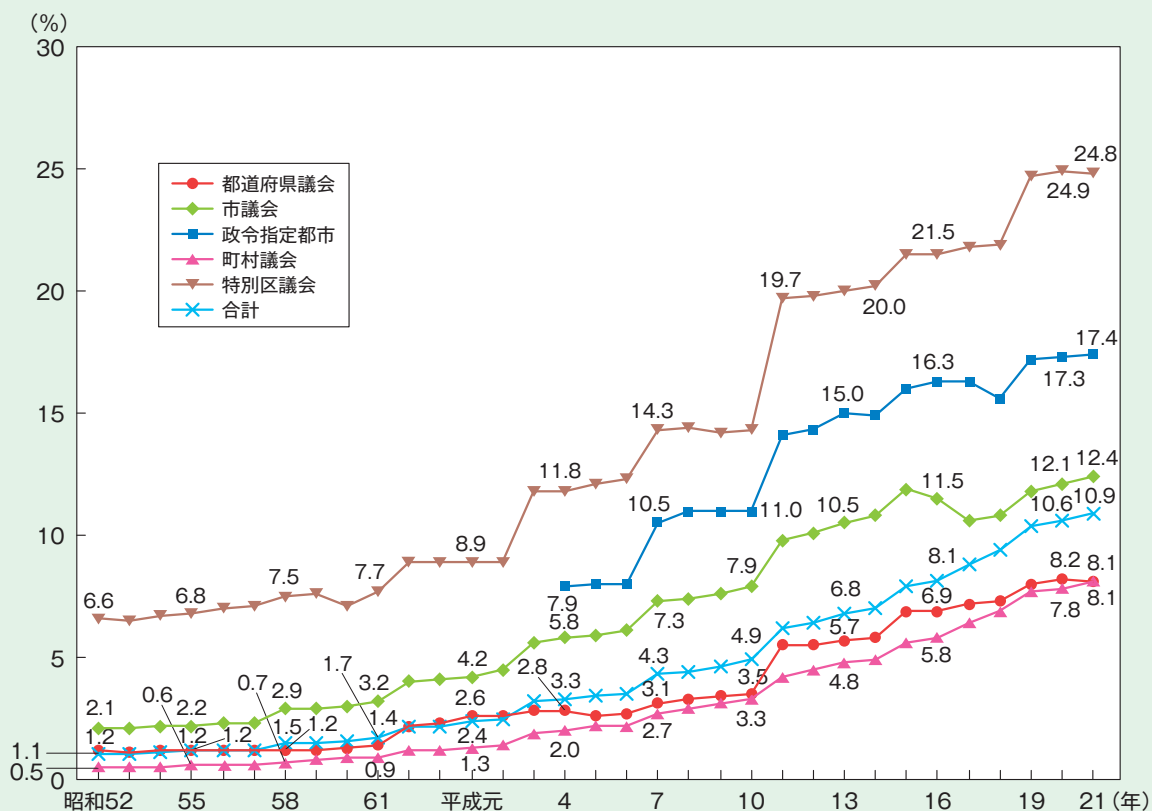
司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減があるが、平成21年度は旧司法試験については17.4%、新司法試験については26.4%である。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である

第1-1-6図 国の審議会等における女性委員割合の推移



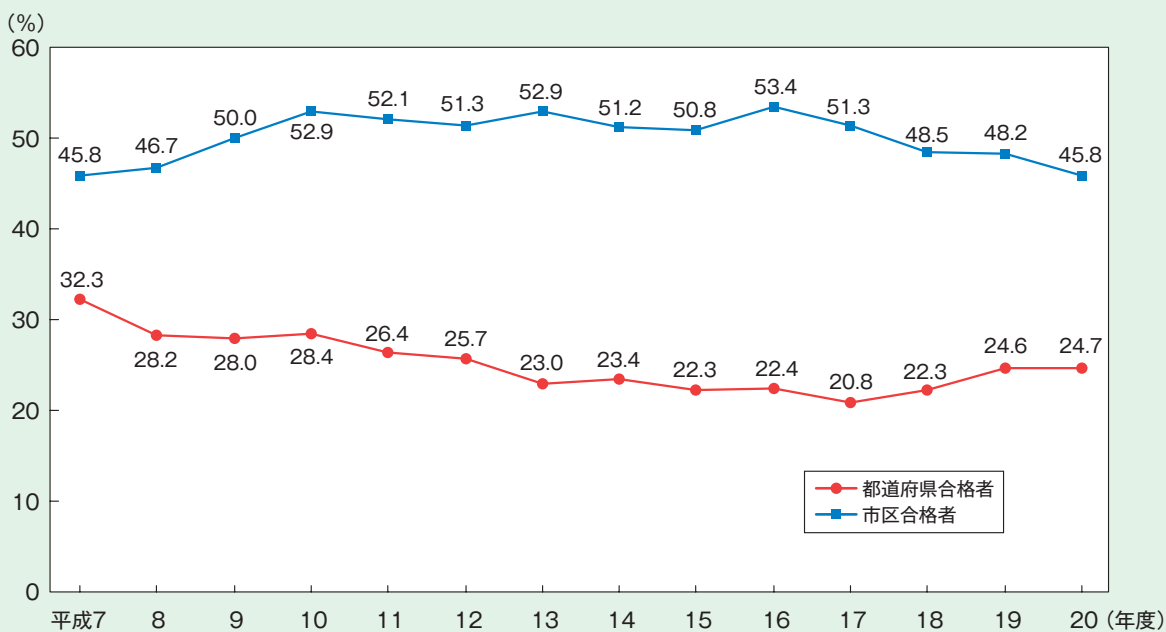
（備考）内閣府資料より作成。

第1-1-7図 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省資料より作成。  
2. 各年12月現在。

第1-1-8図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。  
2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。



法科大学院において女子学生の比率は約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される（第1-1-11図）。

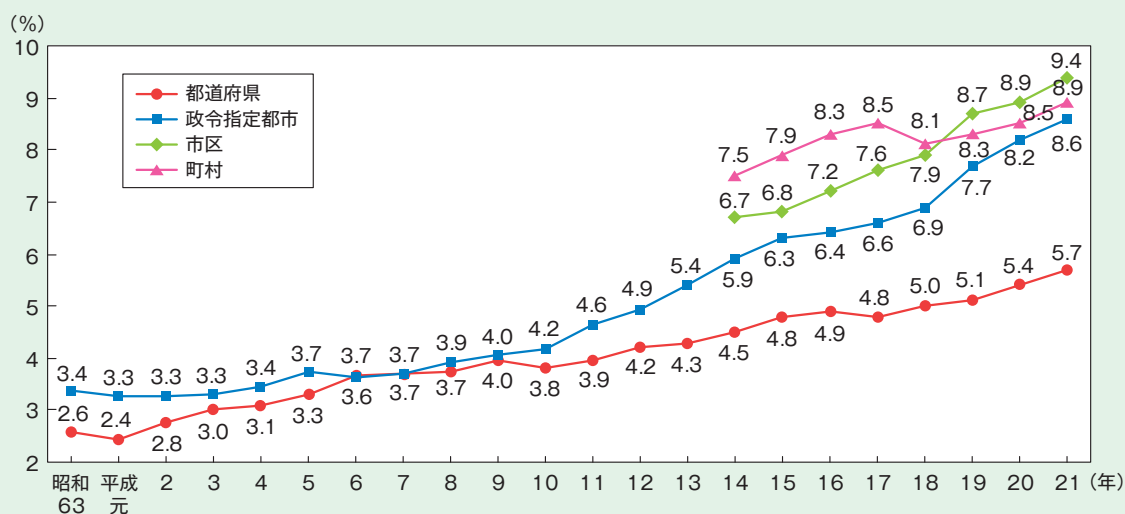
なお、平成22年4月12日現在、女性2名が最高裁判所の裁判官に任命されている。

（農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画）

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

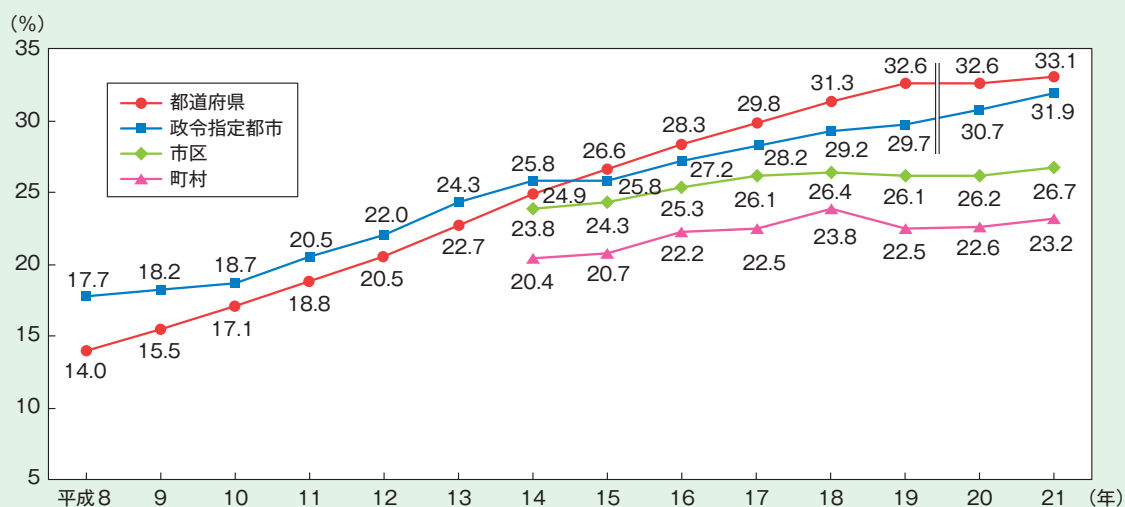
しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合など、地域における政策・方

第1-1-9図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



（備考） 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府資料（平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は各年4月1日現在）より作成。  
 2. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。  
 3. 市区には政令指定都市を含む。  
 4. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

第1-1-10図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



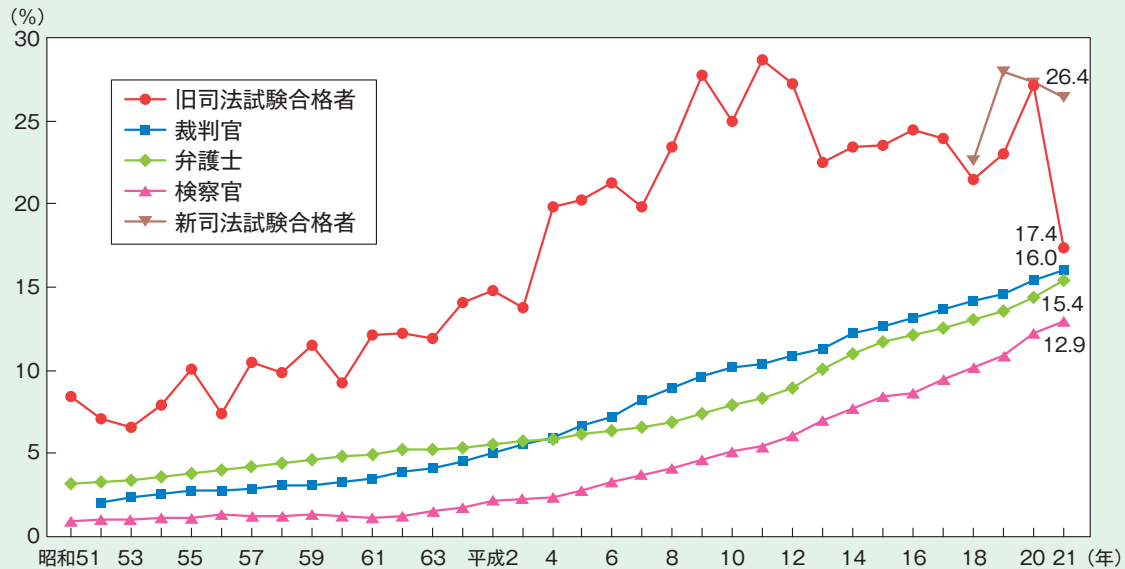
（備考） 1. 内閣府資料より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は4月1日現在。  
 2. 平成19年以前の各都道府県及び各政令指定都市のデータは、それぞれの女性比率を単純平均。  
 3. 市区には、政令指定都市を含む。

針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低いものとなっている（第1-1-12表）。

（メディアにおける女性の参画）

新聞や放送などのメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、

第1-1-11図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-12表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(単位：人、%)

	昭和60	平成2	7	12	14	15	16	17	18	19	20
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	58,613	57,875	56,348	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	40	93	203	1,081	2,261	2,369	2,391	1,869	1,682	1,658	1,741
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	3.86	4.09	4.24	4.12	4.21	4.30	4.65
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,149,940	5,098,862	5,045,472	4,988,029	4,931,853	4,877,364	-
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	783,806	787,965	786,357	804,583	812,508	853,238	-
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	15.22	15.45	15.59	16.13	16.47	17.49	-
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	26,076	24,786	23,742	22,799	22,035	21,331	-
うち女性	39	70	102	187	266	300	364	438	465	525	-
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.02	1.21	1.53	1.92	2.11	2.46	-
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	260,286	252,330	244,335	232,414	225,363	217,516	-
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,145	15,426	15,373	15,830	15,854	12,767	-
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	5.82	6.11	6.29	6.81	7.03	5.87	-
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	16,401	15,705	15,105	13,861	12,965	12,029	-
うち女性	13	22	29	43	49	48	50	45	46	45	-
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.30	0.31	0.33	0.32	0.35	0.37	-

(備考) 1. 農林水産省資料より作成。  
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。  
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。  
 4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。  
 5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。  
 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。  
 7. 20年度の欄中「-」は数値未確定。



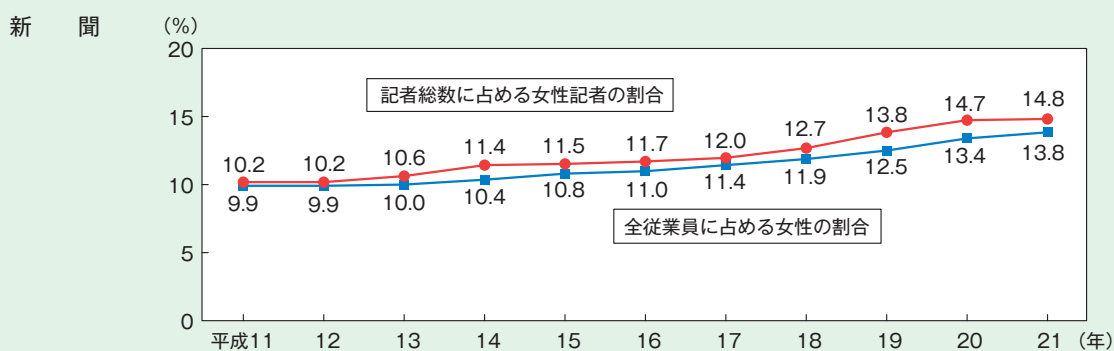
性・暴力表現の規制等，メディアが自主的に女性の  
 人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上  
 で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞  
 及び放送業界における女性の参画状況についてみる  
 と，新聞，民間テレビ・ラジオ，日本放送協会の全  
 従業員に占める女性の割合，女性記者の割合，管理  
 職割合は全体として徐々にではあるが増加している

(第1-1-13図)。

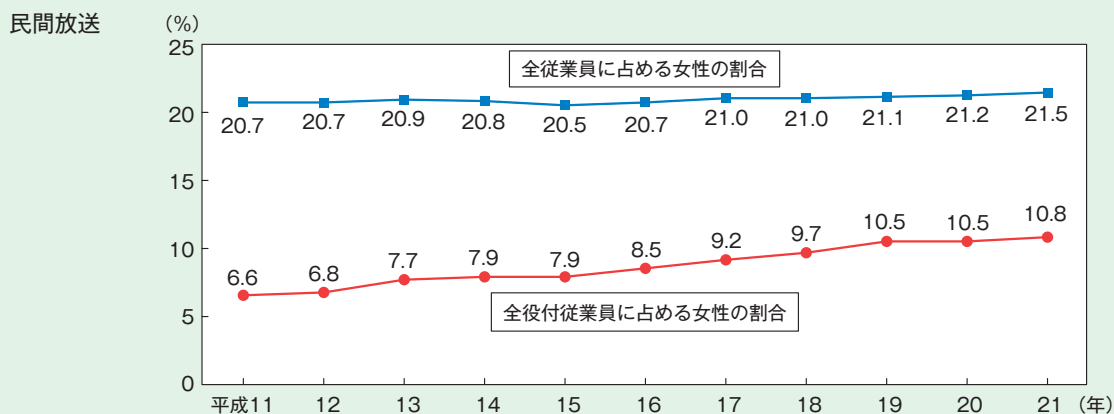
(国際的にみても低い水準にある我が国の状況)

2009(平成21)年に国連開発計画(UNDP)が発表  
 した「人間開発報告書」によると，日本は人間開発  
 指数(HDI)が測定可能な182か国中10位であるのに  
 対し，ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

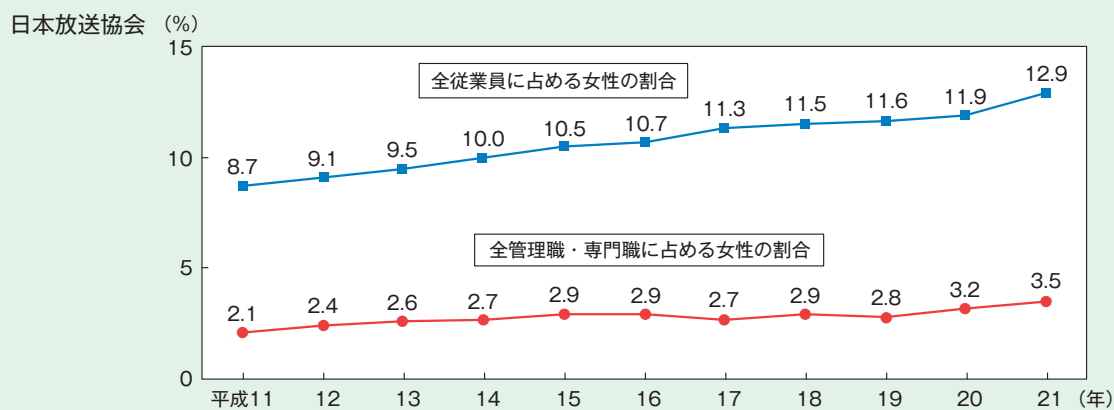
第1-1-13図 各種メディアにおける女性の割合



(備考) (社)日本新聞協会資料より作成。



(備考) 1. (社)日本民間放送連盟資料より作成。  
 2. 役付従業員とは，課長(課長待遇，同等及び資格職を含む)以上の職にある者をいう。



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。  
 2. 管理職・専門職とは，組織単位の長及び必要に応じて置く職位(チーフプロデューサー，エグゼクティブディレクター等)をいう。

は測定可能な109か国中57位となっている。また、世界経済フォーラムが2009（平成21）年に発表したジェンダー・ギャップ指数（GGI）は測定可能な134か国中101位となっている。

GEM及びGGIの順位はHDIの順位に比して低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に

参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる。

GEMの上位5か国は、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、オランダであるが、これらの国では、その他の指標においても順位が高い傾向にある（第1-1-14表）。

#### （注）

##### HDI 人間開発指数（Human Development Index）

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国内総生産を用いて算出している。

##### GEM ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure）

国連開発計画（UNDP）による指数で、女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

##### GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEMが、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

第1-1-14表 HDI, GEM, GGIにおける日本の順位

①HDI  
(人間開発指数)

②GEM  
(ジェンダー・エンパワーメント指数)

③GGI  
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.971	1	スウェーデン	0.909	1	アイスランド	0.828
2	オーストラリア	0.970	2	ノルウェー	0.906	2	フィンランド	0.825
3	アイスランド	0.969	3	フィンランド	0.902	3	ノルウェー	0.823
4	カナダ	0.966	4	デンマーク	0.896	4	スウェーデン	0.814
5	アイルランド	0.965	5	オランダ	0.882	5	ニュージーランド	0.788
6	オランダ	0.964	6	ベルギー	0.874	6	南アフリカ共和国	0.771
7	スウェーデン	0.963	7	オーストラリア	0.870	7	デンマーク	0.763
8	フランス	0.961	8	アイスランド	0.859	8	アイルランド	0.760
9	スイス	0.960	9	ドイツ	0.852	9	フィリピン	0.758
10	日本	0.960	10	ニュージーランド	0.841	10	レソト	0.750
11	ルクセンブルク	0.960	11	スペイン	0.835	11	オランダ	0.749
12	フィンランド	0.959	12	カナダ	0.830	12	ドイツ	0.745
13	米国	0.956	13	スイス	0.822	13	スイス	0.743
14	オーストリア	0.955	14	トリニダード・トバゴ	0.801	14	ラトビア	0.742
15	スペイン	0.955	15	英国	0.790	15	英国	0.740
16	デンマーク	0.955	16	シンガポール	0.786	16	スリランカ	0.740
17	ベルギー	0.953	17	フランス	0.779	17	スペイン	0.734
18	イタリア	0.951	18	米国	0.767	18	フランス	0.733
19	リヒテンシュタイン	0.951	19	ポルトガル	0.753	19	トリニダード・トバゴ	0.730
20	ニュージーランド	0.950	20	オーストリア	0.744	20	オーストラリア	0.728
21	英国	0.947	21	イタリア	0.741	21	バルバドス	0.724
22	ドイツ	0.947	22	アイルランド	0.722	22	モンゴル	0.722
23	シンガポール	0.944	23	イスラエル	0.705	23	エクアドル	0.722
24	香港	0.944	24	アルゼンチン	0.699	24	アルゼンチン	0.721
25	ギリシャ	0.942	25	アラブ首長国連邦	0.691	25	カナダ	0.720
26	韓国	0.937	26	南アフリカ共和国	0.687	26	モザンビーク	0.720
27	イスラエル	0.935	27	コスタリカ	0.685	27	コスタリカ	0.718
28	アンドラ	0.934	28	ギリシャ	0.677	28	バハマ	0.718
29	スロベニア	0.929	29	キューバ	0.676	29	キューバ	0.718
30	ブルネイ	0.920	30	エストニア	0.665	30	リトアニア	0.718
31	クウェート	0.916	31	チェコ	0.664	31	米国	0.717
32	キプロス	0.914	32	スロバキア	0.663	32	ナミビア	0.717
33	カタール	0.910	33	ラトビア	0.648	33	ベルギー	0.717
34	ポルトガル	0.909	34	スロベニア	0.641	34	ベラルーシ	0.714
35	アラブ首長国連邦	0.903	35	マケドニア	0.641	35	ガイアナ	0.711
36	チェコ	0.903	36	ペルー	0.640	36	モルドバ	0.710
37	バルバドス	0.903	37	バルバドス	0.632	37	エストニア	0.709
38	マルタ	0.902	38	ポーランド	0.631	38	ブルガリア	0.707
39	バーレーン	0.895	39	メキシコ	0.629	39	ボツワナ	0.707
40	エストニア	0.883	40	リトアニア	0.628	40	ウガンダ	0.707
41	ポーランド	0.880	41	エクアドル	0.622	41	キルギス	0.706
42	スロバキア	0.880	42	セルビア	0.621	42	オーストリア	0.703
43	ハンガリー	0.879	43	ナミビア	0.620	43	パナマ	0.702
44	チリ	0.878	44	クロアチア	0.618	44	ペルー	0.702
45	クロアチア	0.871	45	ブルガリア	0.613	45	イスラエル	0.702
46	リトアニア	0.870	46	バーレーン	0.605	46	ポルトガル	0.701
47	アンティグア・バーブーダ	0.868	47	パナマ	0.604	47	カザフスタン	0.701
48	ラトビア	0.866	48	キプロス	0.603	48	ジャマイカ	0.701
49	アルゼンチン	0.866	49	ウガンダ	0.591	49	ニカラグア	0.700
50	ウルグアイ	0.865	50	レソト	0.591	50	ポーランド	0.700
51	キューバ	0.863	51	セントルシア	0.591	51	ロシア	0.699
52	バハマ	0.856	52	ハンガリー	0.590	52	スロベニア	0.698
53	メキシコ	0.854	53	ガイアナ	0.590	53	マケドニア	0.695
54	コスタリカ	0.854	54	ホンジュラス	0.589	54	クロアチア	0.694
55	リビア	0.847	55	ベネズエラ	0.581	55	エルサルバドル	0.694
56	オマーン	0.846	56	キルギス	0.575	56	コロンビア	0.694
57	セーシェル	0.845	57	日本	0.567	57	ウルグアイ	0.694
58	ベネズエラ	0.844	58	スリナム	0.560	58	ウズベキスタン	0.691
59	サウジアラビア	0.843	59	フィリピン	0.560	}}		
60	パナマ	0.840	60	ロシア	0.556	101	日本	0.645

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「Human Development Report 2009」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2009」より作成。  
2. 測定可能な国数は、HDIは182か国、GEMは109か国、GGIは134か国。

## 本章のポイント

## 第1節 就業者をめぐる状況

- 女性の労働力人口は増加。
- 女性の非正規雇用者は高い割合で推移。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展。大卒割合には男女差。

## 第2節 就労場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。
- 給与所得は男女で大きな差。

## 第3節 雇用環境の変化

- 大学生の就職内定率は下降。
- 共働き世帯が片働き世帯を上回って推移。

## 第1節 就業者をめぐる状況

## (労働力人口の推移)

総務省「労働力調査（基本集計）」（平成21年）によると、労働力人口は平均6,617万人で、前年に比べ33万人減少し、2年連続の減少となった。男女別にみると、男性が3,847万人（前年比41万人減）で2年連続の減少となり、女性は2,771万人（前年比9万人増）で2年ぶりの増加となった。昭和50年以降でみると、労働力人口に女性が占める割合は63年に4割を超え、平成21年は41.9%となっている。

労働力人口比率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合。以下「労働力率」という。）をみると、平成21年平均は59.9%で前年比0.3ポイントの低下となった。男女別の労働力率では、女性は48.5%で前年比0.1ポイントの上昇、男性は72.0%で前年比0.8ポイントの低下となった。

## (女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっ

ている年齢階級も変化している。

昭和50年では25～29歳（42.6%）及び30～34歳（43.9%）の2つの年齢階級が底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成21年（77.2%）では、年齢階級別で最も高い労働力率となっている。M字の底は21年をみると30～34歳（67.2%）及び35～39歳（65.5%）の2つの年齢階級が底となっている。しかしながら、30～34歳においても、7年からの14年間だけで労働力率が13.5ポイントも上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある。

このM字カーブの変化は、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇を反映したものと考えられる（第1-2-1図）。

## (女性の約8割が第3次産業従事者)

産業別に就業者割合をみると、男女ともに第1次産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫して低下し、平成21年には約8割が第3次産業の就業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業とも低下が緩やかであり、21年においてもその就業者は4割程度を占めている

(第1-2-2図)。

職業別の就業者割合についてみると、男女とも農林漁業作業者の割合が大きく減少してきたことが目立っている。製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性はほぼ一貫して低下しており、男性は近年低下傾向にあるものの、現在でも最も割合が高くなっている。男女とも専門的・技術的職業従事者、事務従事者、保安職業・サービス職業従事者の割合は増加傾向にあり、特に女性において顕著であって、平成21年にはこれら3つの職業で6割を超えている(第1-2-3図)。

(就業者に占める雇用者割合の上昇)

就業者を従業上の地位別にみると、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成21年では、就業者に占める雇用者割合は女性87.6%、男性86.4%となっている(第1-2-4図)。

(長期的には増加傾向にある非正規雇用者)

雇用者のうち、正規の職員・従業者に占める女性割合は約3割で、昭和60年以降、おおむね横ばいで推移している。一方、全体の女性雇用者数は増加傾

向が続いている。このうち平成21年の非正規雇用者数は、前年に比べると6万人の減少だったものの、14年からの7年間で175万人増加しており、長期的には増加傾向にある。

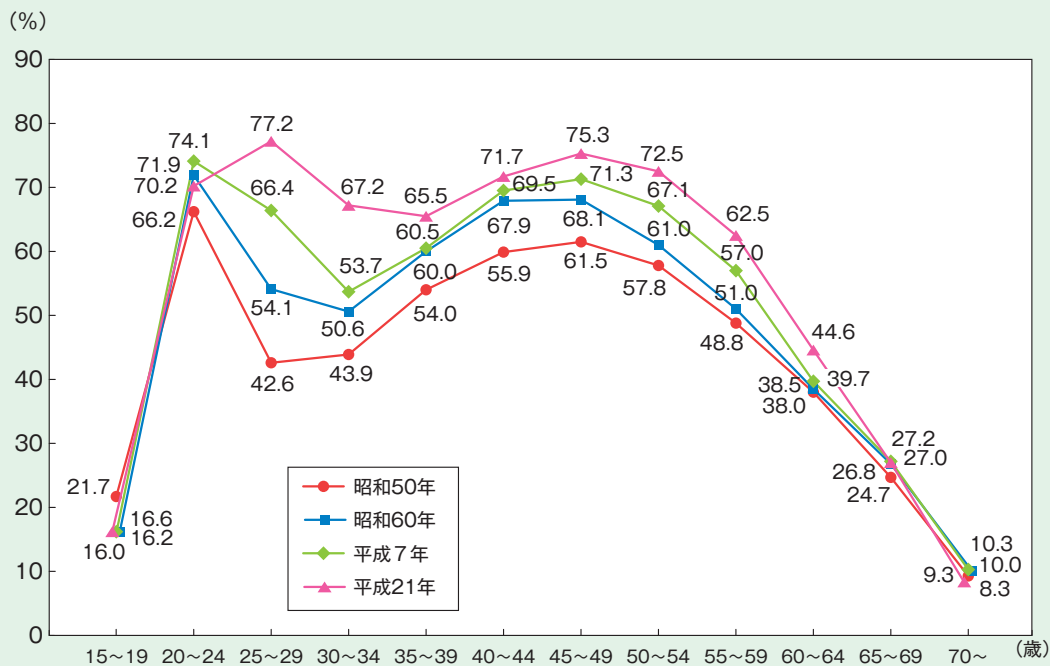
正規の職員・従業者が役員を除く雇用者(非農林業)全体に占める割合を男女別にみると、女性は昭和60年に68.1%であったが、平成21年には46.7%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.8%であったが、平成21年には81.7%に減少している。男女ともパート・アルバイトなどの非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年の31.9%から平成21年には53.2%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている(第1-2-5図)。

また、総務省「労働力調査」(平成21年)によると、労働者派遣事業所の派遣社員数は平成20年まで増加傾向にあったが、21年には108万人(うち女性は72万人)で、前年より32万人減となっている(第1-2-6図)。

(企業が進める非正社員の雇用)

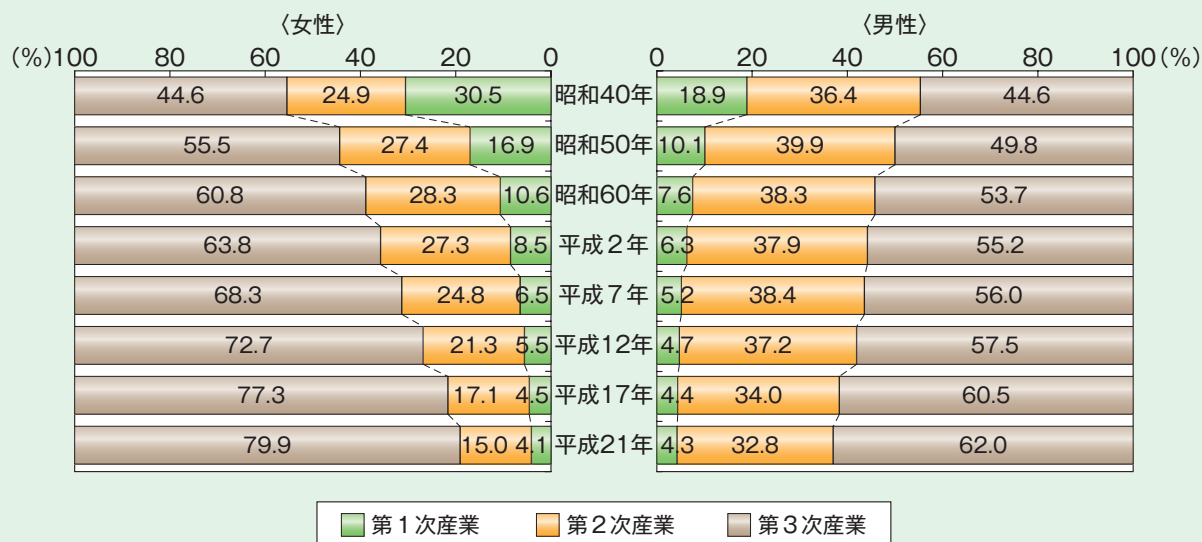
厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成19年)によると、正社員以外の労働者が

第1-2-1図 女性の年齢階級別労働力率の推移



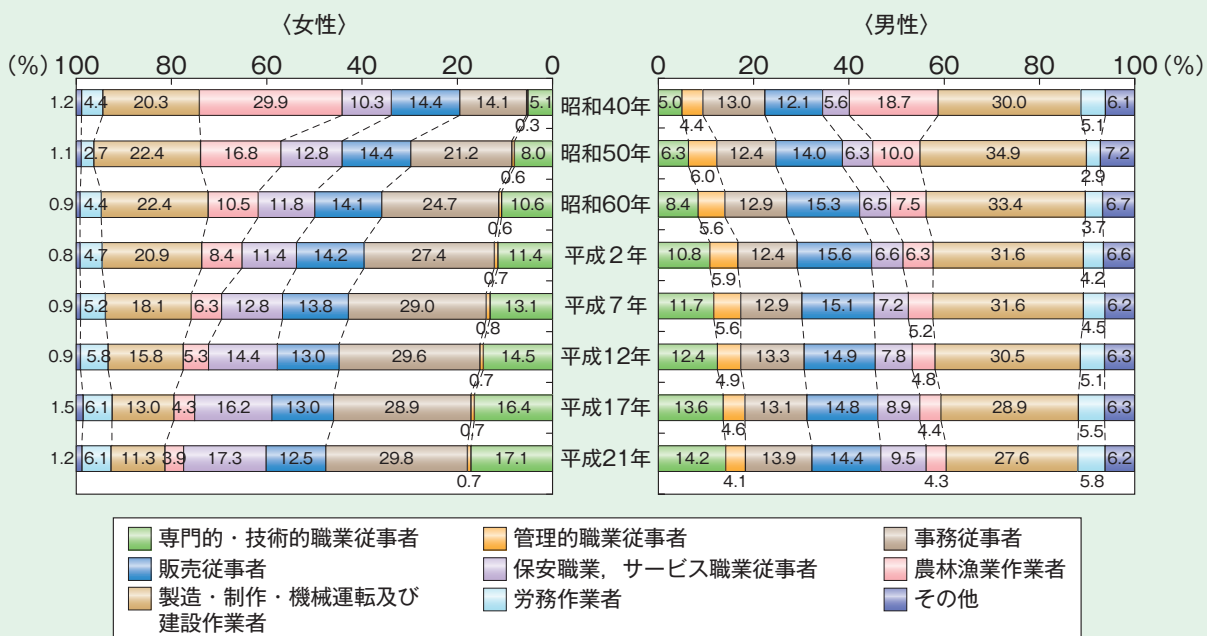
(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
2. 「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移（性別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
 2. 分類不能の産業を除いているため、合計が100%にならない場合もある。  
 3. 第1次産業：「農林業」及び「漁業」、第2次産業：「鉱業」、「建設業」及び「製造業」、第3次産業：上記以外の産業（分類不能の産業は含まない）。  
 4. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列比較には注意を要する。

第1-2-3図 職業別就業者構成比の推移（性別）



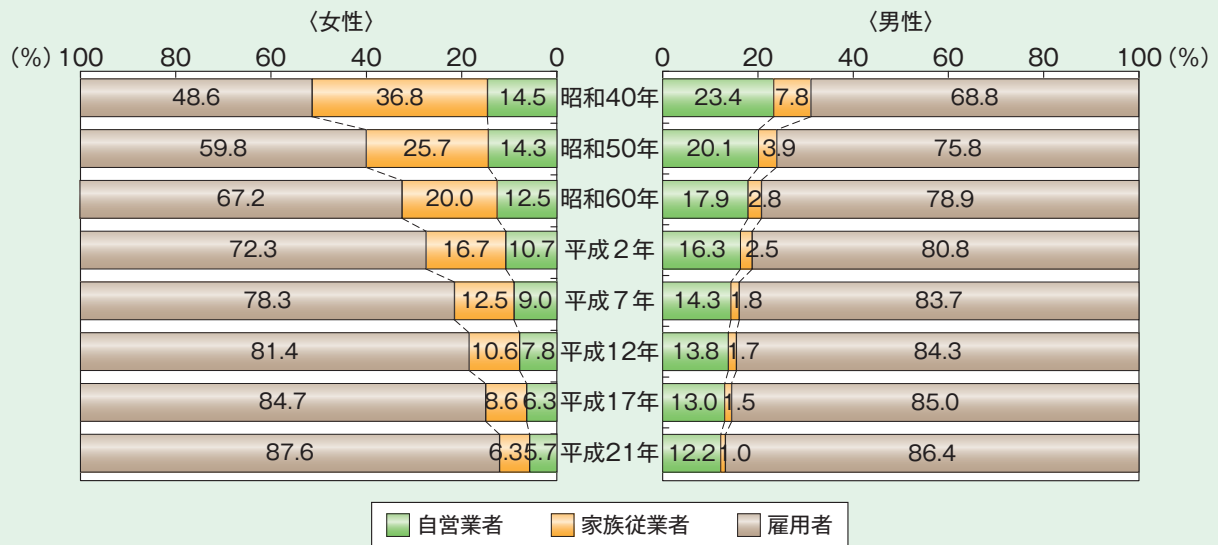
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
 2. 職業分類の改訂により、昭和55年以前には「保安職業、サービス職業従事者」に分類されていた「清掃員」は、56年以降は「労務作業者」に含まれるので、時系列比較には注意を要する。



いる事業所の割合は77.2%となっている。正社員以外の労働者がいる事業所の割合を就業形態別にみると、パートタイム労働者がいる事業所の割合が59.0%と最も高く、次いで嘱託社員が12.9%、派遣労働者が11.6%となっている。正社員以外の労働者の活用理由（複数回答3つまで）をみると、「賃金の

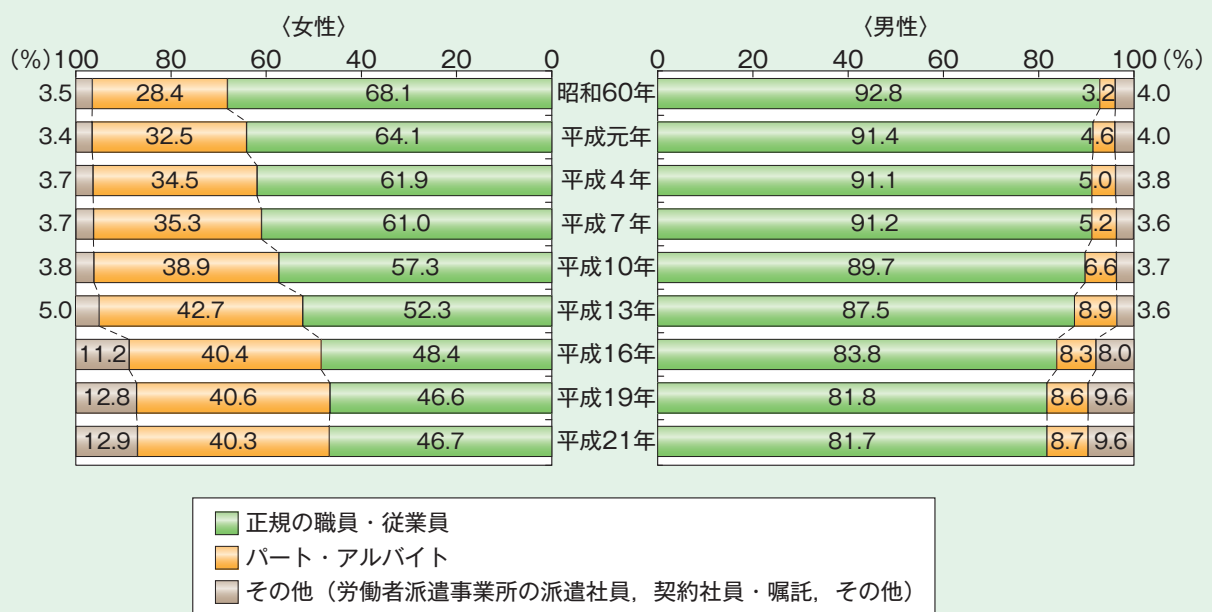
節約のため」が40.8%と最も高く、次いで「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」31.8%、「即戦力・能力のある人材を確保するため」25.9%の順となっている（第1-2-7図）。

第1-2-4図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（性別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。  
2. 他に「従業上の地位不詳」のデータがあるため、合計しても100%にならない。

第1-2-5図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移（性別）



(備考) 昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。

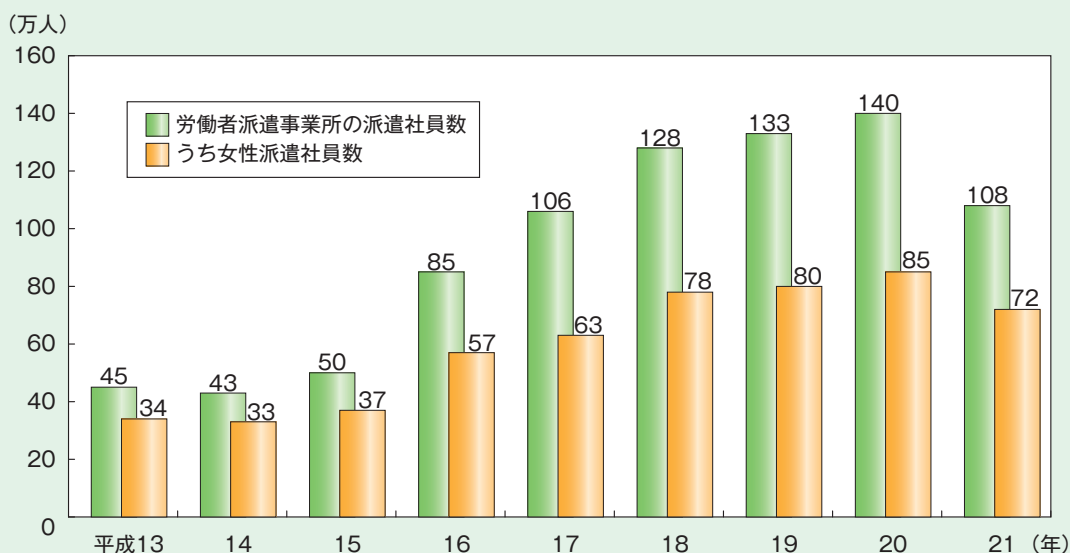
（雇用者の高学歴化の進展）

雇用者の学歴構成の推移をみると、男女ともに中卒、高卒は減少傾向にある一方で高専・短大卒及び大学・大学院卒は増加傾向にある。これは、近年の

高等教育機関への進学率上昇に伴い、新規学卒就職者が高学歴化しているためと考えられる。

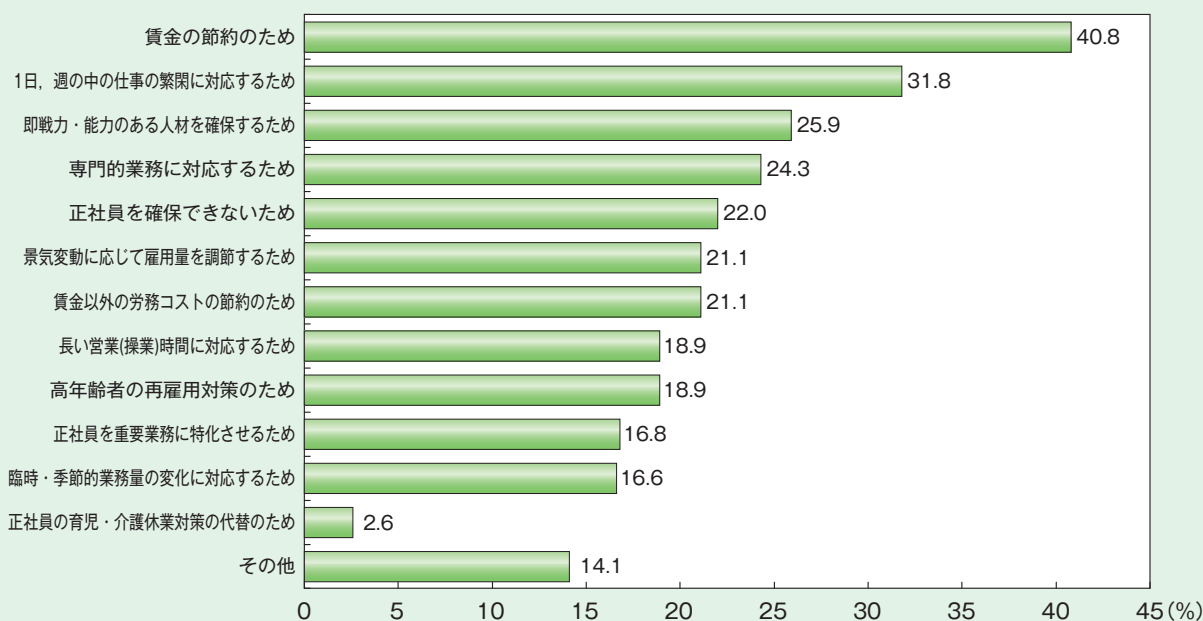
男女別にみると、女性については、雇用者に占める大学・大学院卒の割合は上昇傾向にあり、平成21

第1-2-6図 労働者派遣事業所の派遣社員数の推移



（備考） 1. 平成13年以前は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。  
2. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

第1-2-7図 正社員以外の労働者を活用する理由（事業所割合、複数回答3つまで）



（備考） 1. 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成19年）より作成。  
2. 正社員以外の労働者がいる事業所を100とした場合。

年では20.0%となっている。しかしながら、女性雇用者全体に占める割合は、高専・短大卒の方が大学・大学院卒より依然高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は21年で36.8%と、女性よりもかなり高くなっている（第1-2-8図）。

## 第2節 就労の場における女性

### （有配偶者で低い女性の労働力率）

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別にみると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、21年とも変わらない。

有配偶女性について、年齢階級別に年を追ってみると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成21年の30歳代後半の労働力率は、むしろ2年よりも低くなり、昭和50年の水準に近づきつつある。これは、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる（第1-2-9図）。

### （女性の勤続年数は長期化傾向）

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向がみられる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成21年）によると、平成21年の雇用者のうち女性の平均年齢は39.4歳、平均勤続年数は8.6年であった。男性は平均年齢42.0歳、平均勤続年数12.8年となっている。女性の雇用者構成を勤続年数階級別にみると、10年以上の勤続者割合も上昇傾向にある（第1-2-10図）。

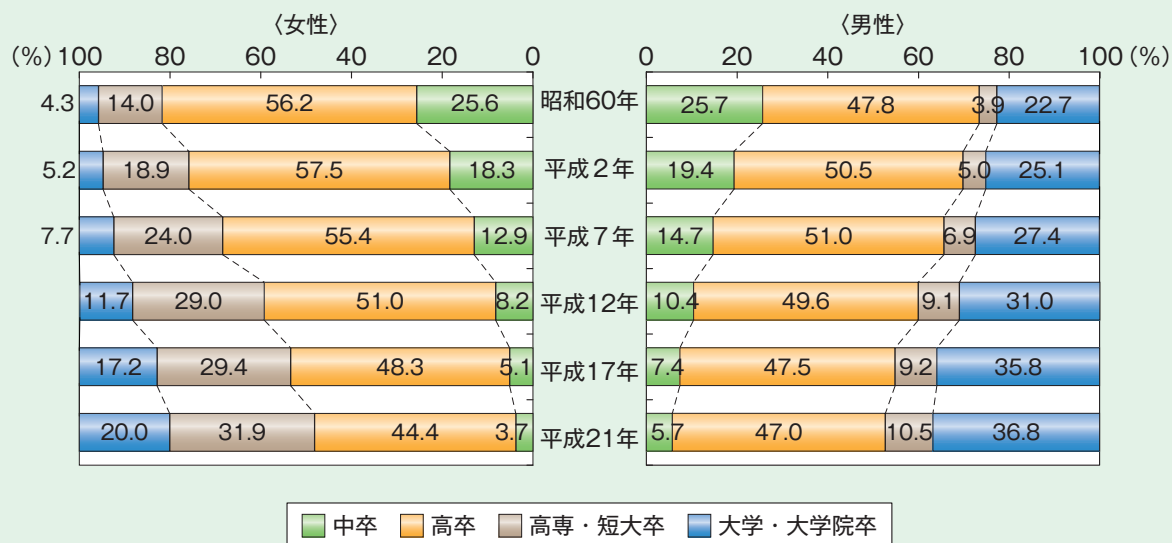
### （管理職に占める女性割合の推移）

女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として少ない。

総務省「労働力調査」（平成21年）によると、管理的職業従事者（公務及び学校教育を除く）に占める女性の割合は、平成21年は10.5%で、依然として低い水準にある。

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成21年）で女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が最も高く、平成21年は13.8%となっている。また、上位の役職では女性の割合が低く、課長相当職は7.2%、部長相当職では4.9%と上昇傾向にはあるものの極めて低くなっている（第1-2-11図）。

第1-2-8図 学歴別一般労働者の構成割合の推移（性別）



（備考）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(就業形態や役職、勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差、女性の6割以上が300万円以下の所得者)

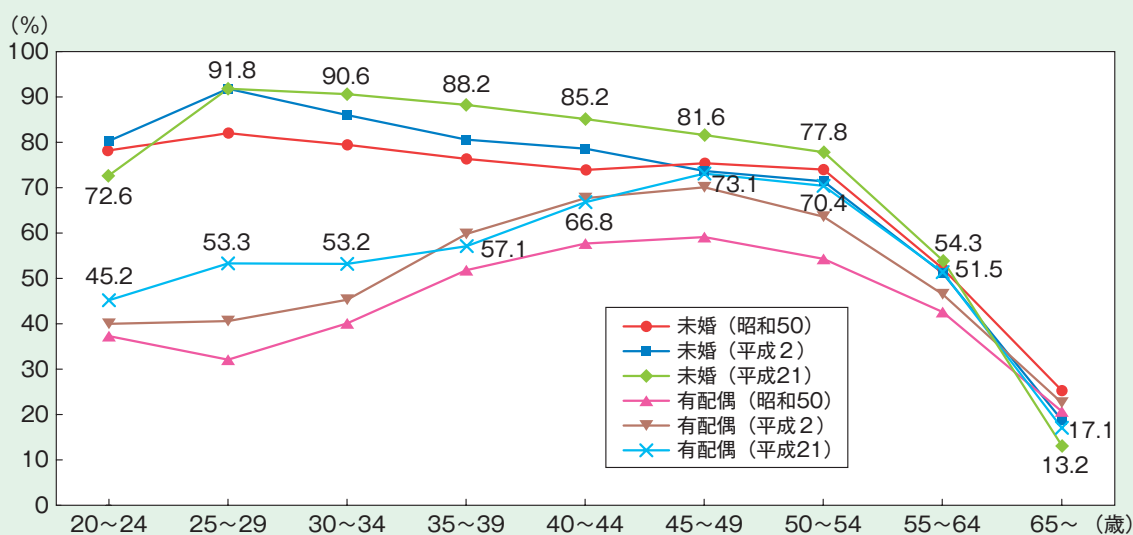
男女の給与所得には大きな差がある。

国税庁「民間給与実態統計調査」(平成20年度)により1年間を通じて勤務した給与所得者について男女別に給与水準をみると、300万円以下の所得者の割合が男性では22.3%であるのに対し、女性では66.4%に達している。また、700万円超の者は、男性では21.0%となっているのに対し、女性では3.3%

に過ぎない(第1-2-12図)。

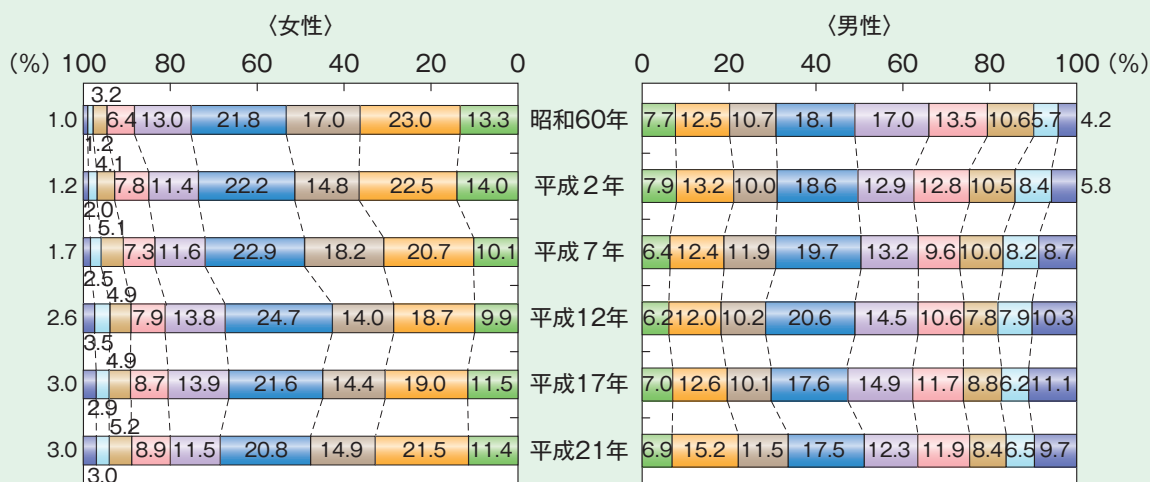
この状況の背景としては、正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど、雇用形態において男女間に違いがあること、また、パートタイム等に従事する女性では、収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。さらに、正規雇用者であっても、役職や残業時間、勤続年数の男女差が大きく影響しているものと考えられる。

第1-2-9図 配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

第1-2-10図 勤続年数階級別雇用者構成割合の推移 (性別)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(所定内給与格差は、一般男女労働者間では長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間もやや縮小)

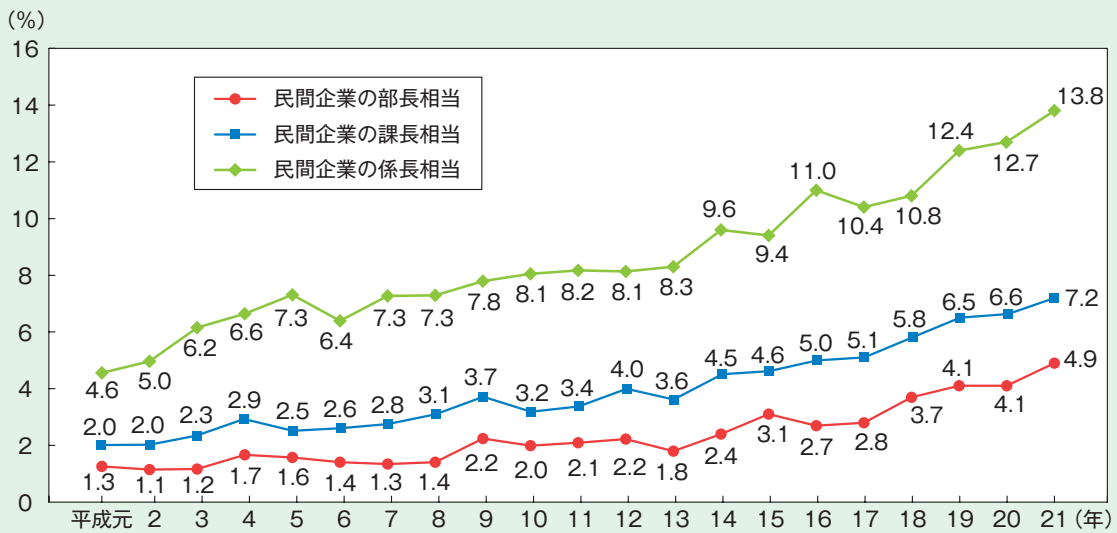
一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成21年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は69.8となっている(第1-2-13図)。

一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は72.6となっており4年連続で格差は

縮小した。

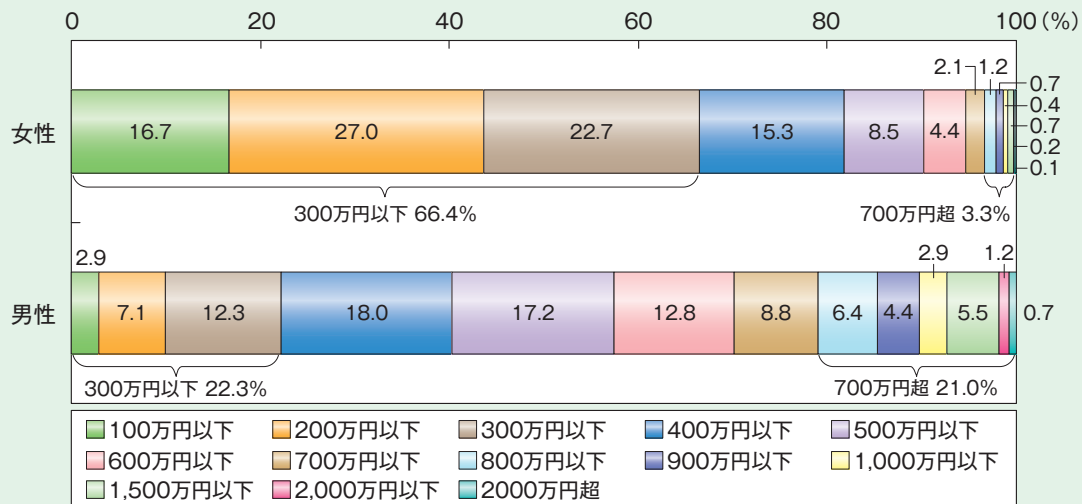
次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の差についてみると、平成21年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は54.8となっており、前年に比べ1.5ポイント縮小したが、依然としてその格差は大きい。また、男性の一般労働者と女性短時間労働者では、女性の短時間労働者の給与水準は男性一般労働者の40台をほぼ横ばいで推移しており、21年は49.1と、前年に比べ0.6ポイント格差が縮小

第1-2-11図 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-12図 給与階級別給与所得者の構成割合(性別)



(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成20年度)より作成。

しているものの、依然非常に低い水準にとどまっている（第1-2-14図）。

### 第3節 雇用環境の変化

#### （雇用をめぐる情勢）

平成21年の企業の法的整理による倒産件数は1万3,306件で、前年比4.9%の増加となっており、景気悪化により、製造業、不動産業の倒産が年前半に多発した（株帝国データバンク調べ）。

また、総務省「労働力調査」（平成21年）によると、平成21年平均の完全失業者数は336万人で、男女とも2年連続の増加となった。完全失業率についても、平成21年平均で5.1%となり、6年ぶりに5%台となった。年齢階級別にみると、最も高い15～24歳層では、男性は10.1%、女性は8.4%となり、前年と比べると男性で2.2ポイント上昇し、6年ぶりの上

昇、女性も1.5ポイント上昇し、7年ぶりの上昇となった。65歳以上の女性を除くすべての男女、年齢階級で、完全失業率は前年に比べ上昇となっている。

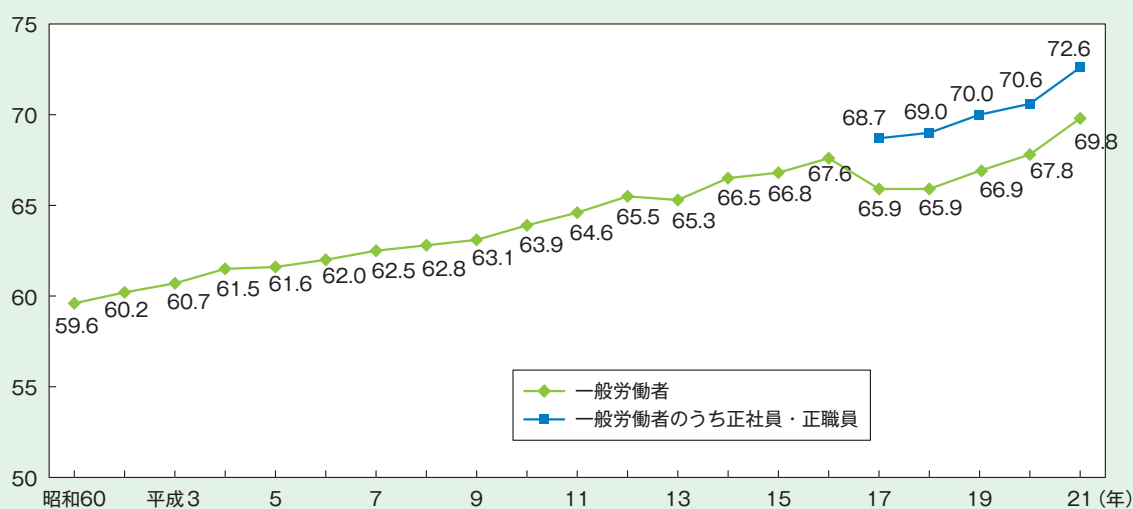
さらに、文部科学省及び厚生労働省「平成21年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（平成22年2月1日現在）」により、大学生の就職内定率をみると、男女とも前年同期を下回っている。

#### （共働き世帯が片働き世帯を上回って推移）

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。平成21年では、雇用者の共働き世帯は995万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は831万世帯となっている（第1-2-15図）。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などがあると考えられる。

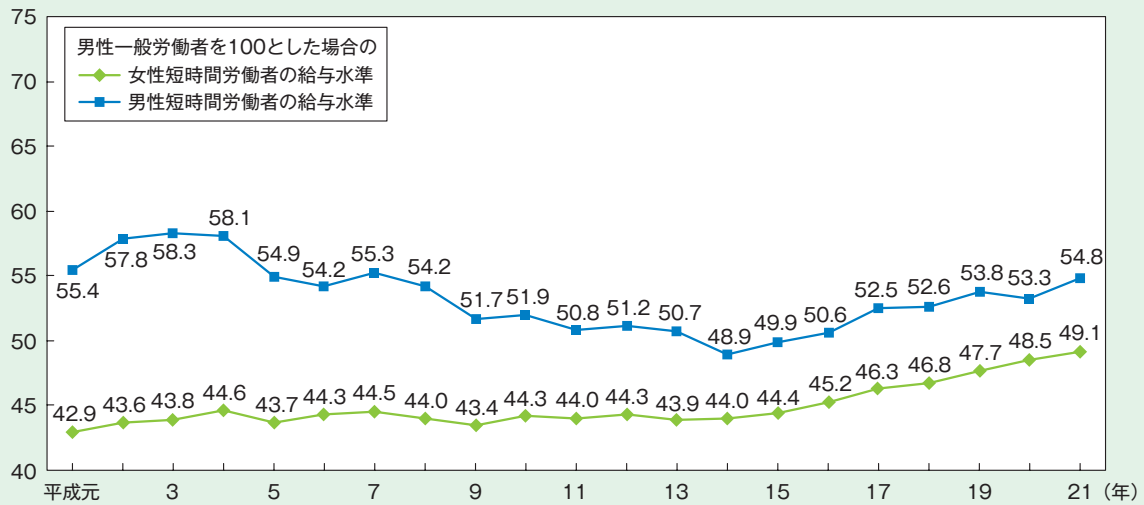
第1-2-13図 男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与額＝100）



- （備考）
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
  2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
  3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
  4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
  5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

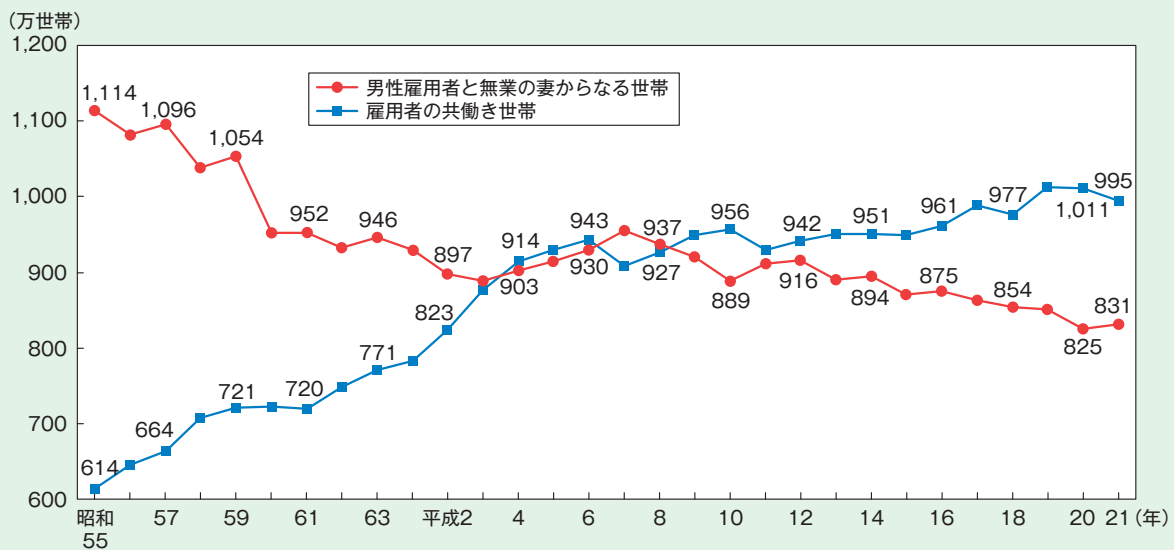


第1-2-14図 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者=100）



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水  
 準を算出したものである。

第1-2-15図 共働き等世帯数の推移



(備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、  
 14年以降は「労働力調査(詳細集計)」（年平均）より作成。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全  
 失業者）の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

### 本章のポイント

#### 第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

- 仕事と生活の調和の認知度は2割弱にとどまっている。
- 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実をみると、子どもが小さな時期は働きたくないという人もいるが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。

#### 第2節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

- 女性の就業についての考えをみると、「継続就業」支持が、「一時中断・再就職」支持を上回っており、女性が働くことに対する意識は変化している。
- 育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連にかかわる時間は、1時間程度と他の先進国と比較して低水準。
- 働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

### 第1節

#### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

##### （仕事と生活の調和の認知度）

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と最近の経済情勢の影響に関する意識調査」（平成21年）によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか、という質問に対し、「言葉を聞いたことがある」人の割合は5割を超えているが、「言葉も内容も知っている」人の割合は2割弱にとどまっており、まだ十分に知られていないことが分かる。（第1-3-1図）

##### （仕事と生活の調和に関する希望と現実）

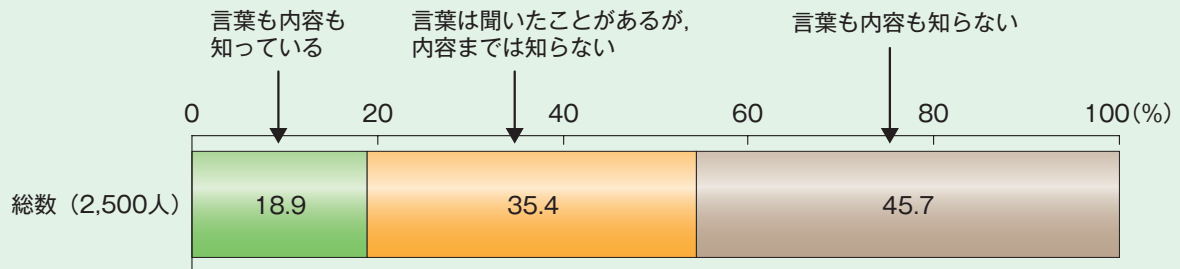
また、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、全体としては、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいといった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」や「家庭生活」といった単一の活動を優先している人の割合が高くなっている。とりわけ、男性の30～

40歳代では、現実的に「仕事」を優先している人の割合が5割程度と高くなっている。また、60歳代以上では、「家庭生活を優先したい」人の割合が高いが、現実的に家庭生活を優先している人の割合はそれ以上に高く、希望と現実の乖離がみられる（第1-3-2図）。

##### （女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実）

女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化している。子どもが小さな時期は、働きたくないという人もいるが、子どもが中学生以上では9割以上の人働くことを希望している。働き方も子どもの年齢が上がるとともに、フルタイムで働くことを希望する人が増えるなど変化がみられる。一方、現状をみると、働いていない人が希望よりも多く、働き方も多くがパート・アルバイトに集中しており、希望と現実の間にギャップがみられる（第1-3-3図）。

### 第1-3-1図 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



(備考) 内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と最近の経済情勢の影響に関する意識調査」（平成21年12月調査）より作成。

## 第2節

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

#### （女性の就業継続をめぐる状況）

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。直近の21年では、共働き世帯が995万世帯であるのに対し、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は831万世帯となっている（第1-2-15図（再掲））。

その背景としては、女性の社会進出に対する意識変化などがあると考えられる。内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに賛成する割合をみると、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の割合の合計は男女ともに低下している。また、女性の就業についての考えについては、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える「継続就業」支持が、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と考える「一時中断・再就職」支持を上回っている。

このように、女性が働くことに対する意識が変化中、男女にかかわらず働きやすい職場環境づくりの必要性が一層高まっている。しかし、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しい。

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出

産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第1-3-4図）。

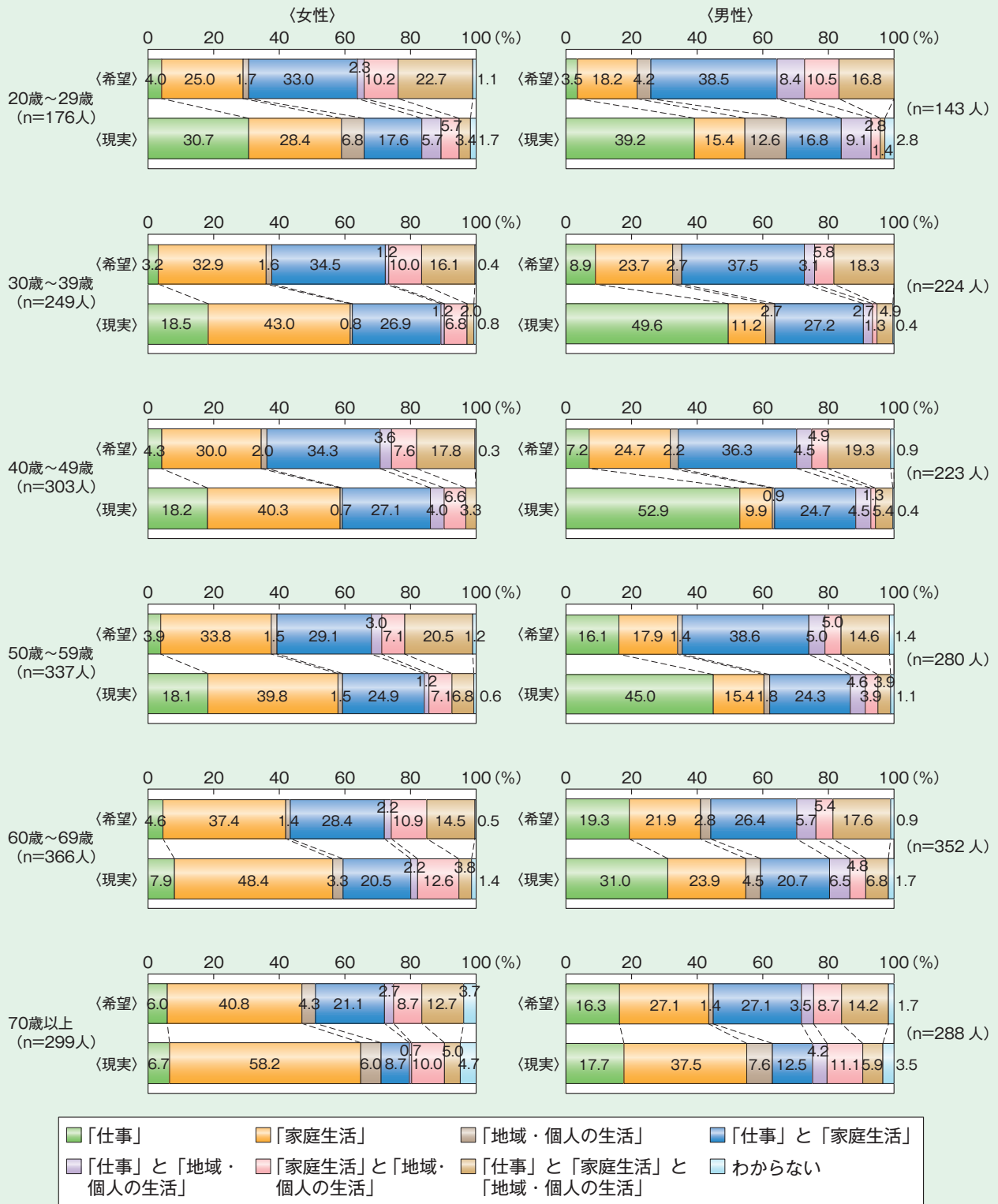
また、いったん仕事を辞めても、子どもが育つにつれて就労を希望する女性が多いが、実現できていない人が多い。子どもが小さいころは「家でできる仕事」、子どもが小学生のころは「短時間勤務」、子どもが中学生以上になると「残業のないフルタイム勤務」を希望する人も多いが、現状では働くことを希望しながらも実現できていない人の割合が高い（第1-3-3図（再掲））。

#### （夫の家事・育児関連時間）

女性の社会進出が進む中で、女性がその能力を十分に発揮し、新たな発想を取り入れていくことは将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくために重要であるが、先にみたように、現実には、女性の就業継続や再就職をめぐる状況は依然として厳しい。

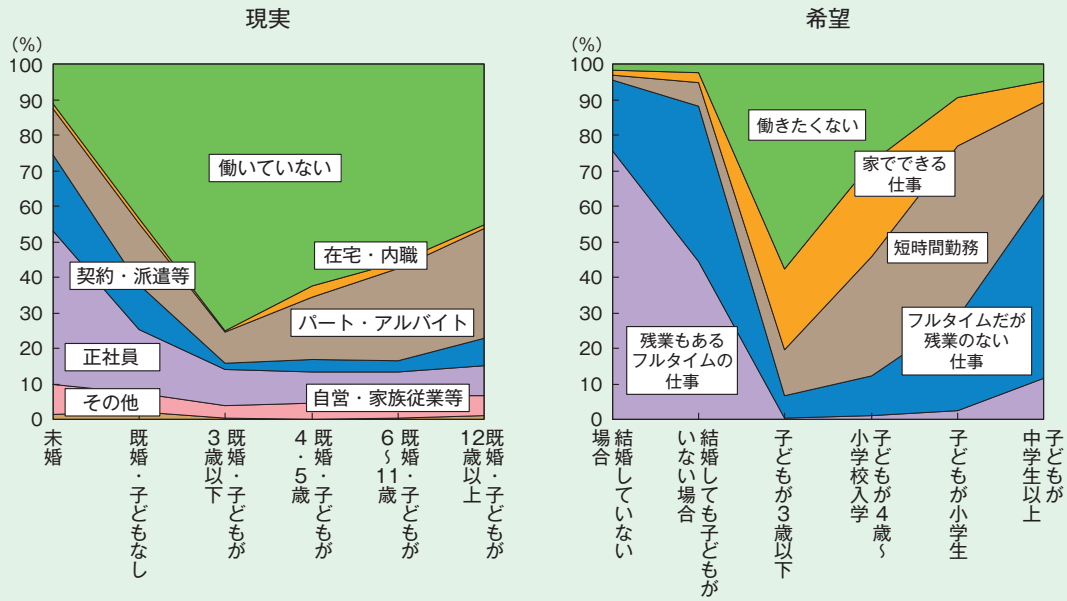
総務省「社会生活基本調査」（平成18年）によると、男性の長時間労働の影響もあって、我が国では、6歳未満の子どもをもつ夫の家事・育児関連に費やす時間は1時間程度と他の先進国と比較して低水準にとどまっている（第1-3-5図）。男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育てなど様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築するためには、こうした現状を踏まえ、それぞれが働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1-3-2図 仕事と生活の調和に関する希望と現実（性別・年代別）



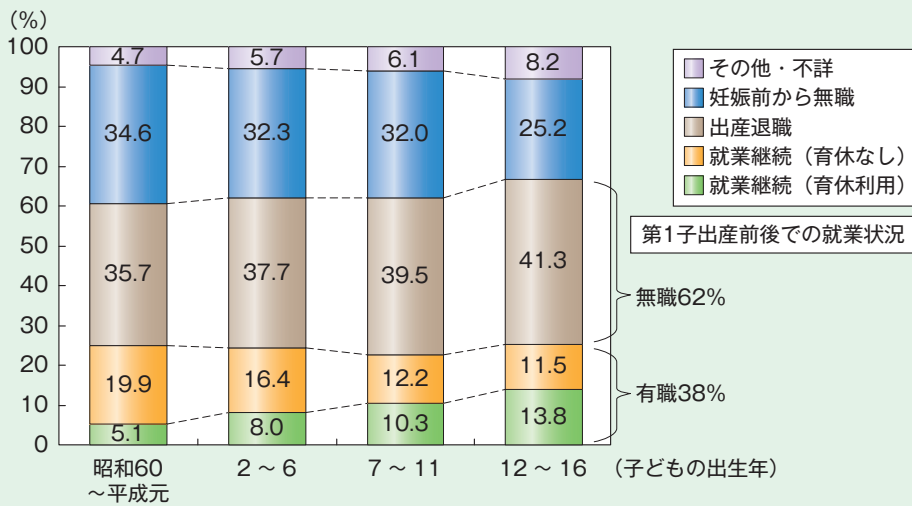
(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年10月調査)より作成。  
 2. 「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。」への回答。

第1-3-3図 女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実



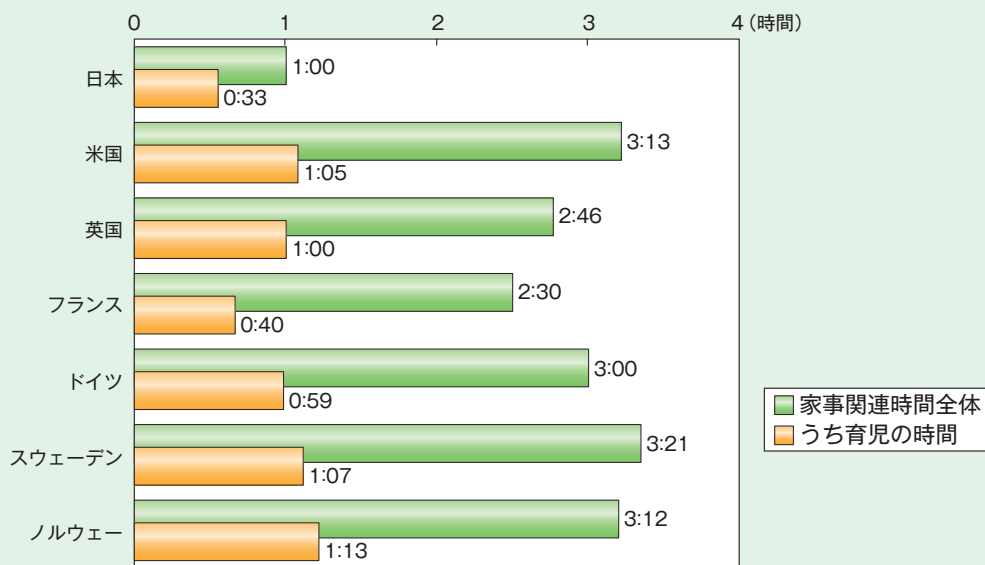
(備考) 1. 内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査」(平成19年)より作成。  
 2. 「自営・家族従業等」には、「自ら企業・自営業」、「自営の家族従業者」を含み、「契約・派遣等」には、「有期契約社員、委託職員」、「派遣社員」を含む。  
 3. 調査対象は、30～40歳代の女性である。

第1-3-4図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。  
 2. 1歳以上の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続(育休利用) - 第1子妊娠前就業～育休休業取得～第1子1歳時就業  
 就業継続(育休なし) - 第1子妊娠前就業～育休休業取得なし～第1子1歳時就業  
 出産退職 - 第1子妊娠前就業～第1子1歳時無職  
 妊娠前から無職 - 第1子妊娠前無職～第1子1歳時無職

第1-3-5図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “America Time-Use Survey Summary” (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。  
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。



## 本章のポイント

## 第1節 高齢男女をめぐる状況

- 国民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その6割近くを占めるのが女性となっている。特に、85歳以上では女性が実に7割以上を占めている。
- 女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあるが、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。
- 中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。
- 男性については、単身の男性の地域における孤立が深刻化している。
- 孤立や経済困窮などの状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。
- 非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性がある。

## 第2節 高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

- 高齢者の就業といった場合、ともすれば定年後も継続就業する男性のイメージが抱かれがちだが、実は働きたいと考える女性の高齢者も少なくない。
- 女性の高齢期の経済的自立につなげるため、税制や社会保障制度を多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。
- 高齢単身世帯が主流になる社会においては、地域の支え合いのもとで孤立を防ぎ、病気・災害時の支援はもちろんのこと、日常生活における手助けが得られるような地域社会づくりが重要である。

## 第1節 高齢男女をめぐる状況

## (経済的自立がしにくい高齢女性)

総務省「国勢調査」(平成17年)によると、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その6割近くを占めるのが女性となっている。特に、85歳以上では女性が実に7割以上を占めている。

高齢者の中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが高齢単身女性である。中でも厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。離別女性は、その3人に1人が年収120万円未満であるが(第1-4-1図)、それには雇用者のうち約4割が非

正規雇用中心の就労経歴であったことなどが影響しているとみられる(内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成20年))。

女性の働き方は、結婚・出産・育児等のために非正規雇用が多く、就業年数も短い傾向にあるが、その結果、高齢期における年金等の収入も少なくなりがちである。55~74歳の男女について本人の就業パターン別に現在の年間収入をみると、正規か非正規かという雇用形態による収入格差だけでなく、同じ正規雇用中心でも女性は男性に比べて収入が極めて低いことが分かる(第1-4-2図)。

## (単身男性の問題)

他方、男性については、単身の男性の地域における孤立が深刻化している。内閣府「高齢男女の自立

した生活に関する調査」では、単身の55～74歳の男性の4人に1人が「話し相手や相談相手がいない」と回答している（第1-4-3図）。男性で単身の場合は、約半数は子どもがいないため、家族による支えも期待しにくいといえる。

また、特に未婚の単身男性について、約1割が年収60万円未満であるなど、一部に経済的に厳しい状況があることも分かる（第1-4-1図（再掲））。これまでは高齢者の中での貧困層は単身女性であるという捉え方だったが、今後は、単身男性に対する支援も課題として捉えていく必要があるといえる。

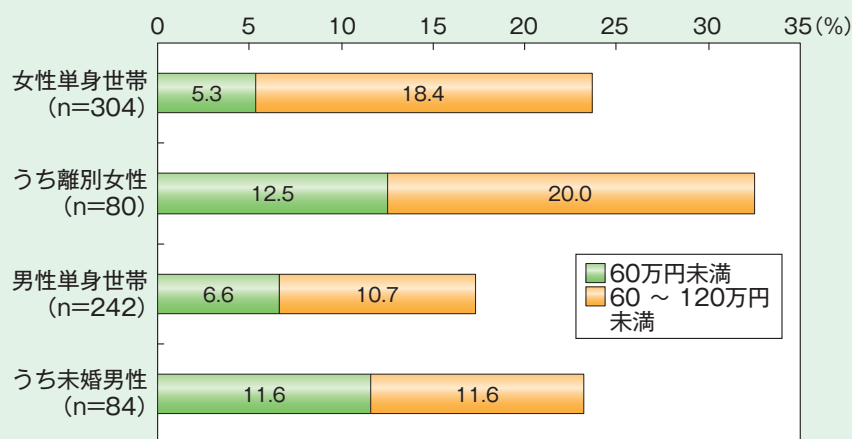
### （高齢単身世帯の増加）

孤立や貧困などの状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。特に単身世帯の増加が著しいのが男性である。20年後の2030年には男女共に約2割が一人暮らしの社会になると予測されている。

### （多様な働き方～非正規雇用の増加）

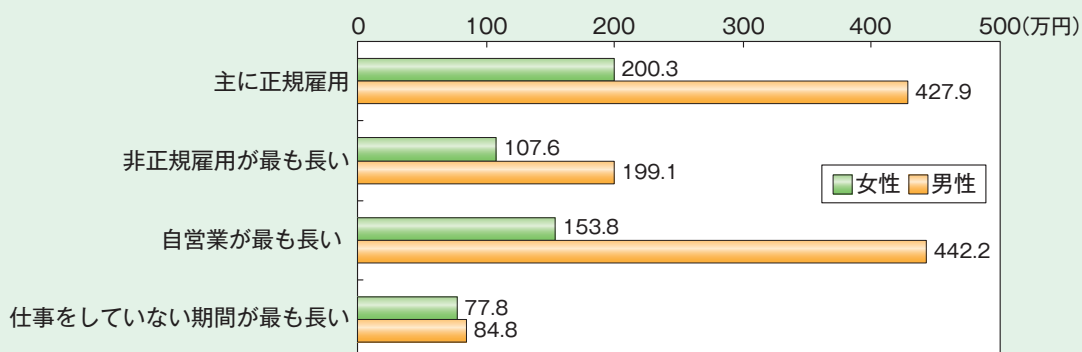
雇用就業をめぐる状況が変化中、非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。中でもその割合が高いのが女性で、平成21年は、正規の職員・従業員の割合が46.7%にとどまり、53.2%が非正規雇用

第1-4-1図 高齢単身世帯（55～74歳）における低所得層の割合（年間収入）



（備考） 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。  
 2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

第1-4-2図 高齢者等（55～74歳）の本人の就業パターンによる年間収入（平均額）（性別）



（備考） 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。  
 2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

である。男性についても非正規雇用の割合は上昇しつつあり、21年は18.3%となっている。

非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性がある。

## 第2節

### 高齢男女の自立と共生に向けた今後の課題

#### （高齢男女の就業と社会参画）

高齢者の就業といった場合、ともすれば定年後も継続就業する男性のイメージが抱かれがちだが、実は働きたいと考える女性の高齢者も少なくない。総務省「就業構造基本調査」（平成19年）によれば、65～69歳の女性の3割強が就業意欲を持っている。また、そのうち無業者については「収入を得る必要」を挙げる割合は男性よりも高くなっている。しかし、女性は男性に比べて、就業中断などで就業経験の蓄積や能力開発が不十分であるために、就業希望が実現されにくい現状があるため、高齢者の就労促進には、このような高齢女性特有の状況を踏まえた取組が必要とされる。

また、高齢女性は就労に限らず家庭や地域など様々な場面において蓄積されてきた能力発揮を促進することも重要である。

#### （高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境）

女性パートタイム労働者の約2割が、税制や社会保障制度における被扶養者としての優遇措置を受けるために年取や労働時間を「調整している」と回答している。配偶者控除や第3号被保険者制度などは、女性の就業調整や非労働力化を促し、女性自身の経済的自立を阻害してきた側面がある。その結果、被扶養の女性については、世帯に守られているうちは経済的に安定しているが、離婚等で世帯からいざ離れると再就職等も困難で経済的に厳しい状況になりやすい。

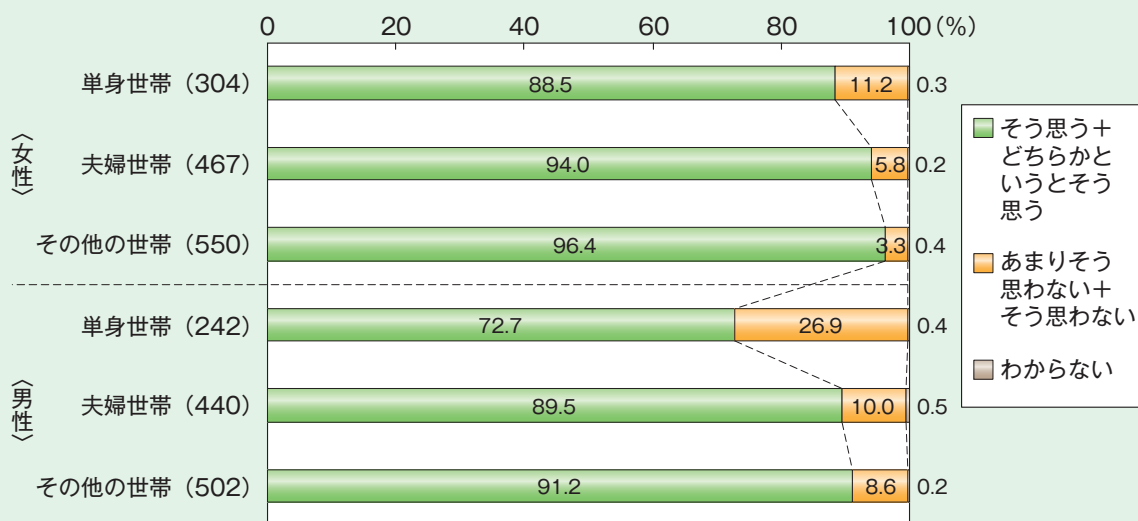
今後の方向性としては、これらの制度について、女性の経済的自立を阻害しない制度への見直しを行うとともに、働き方や家族形態の変化に対応し、多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。

また、同一価値労働・同一賃金の原則も踏まえつつ、就労における男女の均等な機会と公平な待遇の確保に積極的に取り組んでいく必要がある。

#### （家庭・地域における支え合いの下での生活自立）

高齢単身世帯が主流になる社会においては、地域の支え合いのもとで孤立を防ぎ、病気・災害時の支援はもちろんのこと、日常生活における手助けが得られるような地域社会づくりが重要である。そのた

第1-4-3図 話し相手や相談相手がいる者の割合（55～74歳）



（備考）内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。

め、単身高齢者の自宅生活をサポートする生活支援体制の整備等に取り組む必要がある。

また、高齢女性は、寿命が長いために一人暮らしになりやすいとともに、認知症になる割合も高いことなどから、消費者被害も男性に比べてより多く受けやすい傾向がある。成年後見制度における女性後見人の育成や消費者被害防止相談窓口における女性相談員の配置の充実等、高齢女性を消費者被害等から守るための対策を効果的に進める必要がある。

他方、単身世帯は約4割が借家であり、住宅費の負担が特に低所得層で重くなっている。今後は、高齢者が一人暮らしでも安心して暮らせる住まいへのニーズが一層高まることが予想されることから、低所得者向けの住宅、生活支援や介護を受けられる高齢者向け住宅等の充実に取り組むことが求められる。

#### （性差に配慮した医療・介護予防）

疾患の罹患状況や要介護になった原因には男女間で違いがみられる。例えば、男性については肝疾患や悪性新生物が、女性については認知症や関節性疾患等の罹患率が高い傾向がある。このような男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組を進めることは効果的であり、個人のニーズへの対応という観

点からも望ましいと考えられる。

#### （良質な医療・介護基盤）

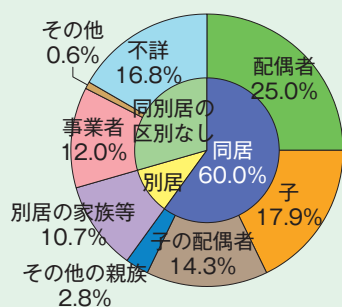
介護を必要とする高齢者は、女性が男性の約2.6倍となっている。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高い等の理由により、高齢女性の介護は重要な課題であると考えられる。

他方、介護の担い手としての女性を取り巻く状況をみると、家族内の主な介護者の7割は女性であり（第1-4-4図）、老老介護の負担の深刻さも指摘されている。また、ホームヘルパー等の介護労働者も約8割が女性であるが（第1-4-5図）、介護労働者についてはその賃金等の低さも指摘されている。

すなわち介護は、受け手、担い手の双方の観点からみても、女性にとって重要なテーマであるといえる。

一方、高齢期における自立の維持には安定した医療基盤が不可欠だが、医師不足等の問題も指摘されている。医師における女性の割合は平成20年には18.1%と比較的高くなっているが、仕事と生活の両立が困難な勤務環境が女性医師の継続就業を阻害している。

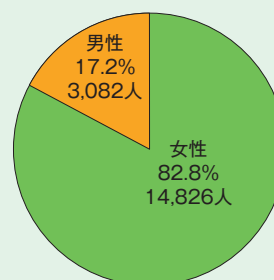
第1-4-4図 要介護者等からみた主な介護者の続柄



同居の家族介護者の男女内訳 (単位：%)	
女性	71.9%
男性	28.1%

（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）より作成。

第1-4-5図 介護労働者割合（性別）



（備考）1.（財）介護労働安定センター「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」（平成20年）より作成。  
2. 「無回答」は掲載を省略している。

## 高齢者の自立した生活に対する支援

これまでみてきたような高齢男女をめぐる状況を踏まえ、「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」（平成20年）では、政府が講ずるべき取組を5つの分野に分けて示している（第1-4-6図）。

### 第1-4-6図 「高齢男女の自立した生活に対する支援」に関する主な施策

- ◇ 5人に1人が65歳以上の高齢者。そのうち約6割が女性 ◇
- ◇ 急増する単身高齢者。単身高齢世帯数は平成7年の1.8倍に。その約7割は女性 ◇
- ◇ 高齢女性でも就業希望は高いが、希望しても働けない高齢女性 ◇
- ◇ 社会から孤立しがちな単身の高齢男性 ◇

#### 1. 高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組

介護・看護や家族の事情などにより就業中断等が多い一方、地域活動経験等が豊富な女性特有の状況を踏まえた取組が必要。

- 高齢女性を対象とした就業相談・支援体制の充実、高齢女性が活躍できる職業領域の開拓
- 社会参画促進のための女性参画促進アドバイザー等
- 高齢男性の家庭・地域への参画支援講座等の充実（地域デビュー講座等）

#### 2. 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

女性の多様な働き方に中立的な税制・社会保障制度の構築、就労における男女の均等な機会と公平な待遇の確保等が必要。

- 第3号被保険者制度、配偶者控除について経済的自立を阻害しない方向で在り方を検討
- パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大
- 女性の参画加速プログラムの推進

#### 3. 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組

急増する単身高齢者が孤立せず、また、日々、安心して暮らせるための支援が重要。

- 住民による単身高齢者の見守り（高齢者生活支援サポーター（仮称））の仕組みの構築
- 成年後見制度における女性後見人の育成
- 高齢女性の情報格差解消のためのICT講座の開催
- シルバー・ハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅など低家賃住宅の拡充

#### 4. 性差に配慮した医療・介護予防への取組

疾患の罹患状況や要介護状態になった原因は男女で異なることから、男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組が重要。

- 性差により発症が異なる状況に対応した効果的な医療（いわゆる「性差医療」）の推進
- 男女の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくり

#### 5. 良質な医療・介護基盤の構築

女性が多い介護労働者の処遇改善による良質な介護基盤の構築、安定的な医療提供体制の整備が重要。

- 介護労働者が男女共に意欲を持って働きやすい職場環境整備の促進
- 医師不足を解消するための女性医師が働きやすい職場づくり



## 本章のポイント

## 第1節 生活困難の実態

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、生活困難が幅広い層に広がっている。
- 相対的貧困率は、高齢単身女性世帯や母子世帯層など女性で高くなっている。
- 生活困難の子どもへの連鎖も指摘された。

## 第2節 生活困難の背景と男女共同参画をめぐる問題

- 育児や介護などにより就業を中断する女性が多い。
- 女性の就労は非正規雇用に集中しやすい。
- 女性への暴力が、女性の自尊心や心身を傷つけ、自立にむけた就業や社会参加を困難にしている。
- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、女性の自立を阻害するとともに、父子世帯などが地域で孤立しがちという傾向の背景になっている。また、「男性が主に稼ぐべき」といった意識が男性へのプレッシャーに。

## 第3節 生活困難の防止・生活困難者支援の課題

- 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革、女性に対する暴力の防止と被害者支援など、男女共同参画の推進が、生活困難を防止するためにも不可欠である。
- 急速に増加した非正規労働者や家族の扶養や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築が必要である。
- 生活困難な状況に置かれた人々の持てる力を引き出す支援や、精神的な回復が必要な人々に対しては、その回復を支援する仕組みが求められる。
- 女性が出産・育児後も就業継続・再就業し、経済的に自立できるような支援や環境整備が必要である。
- 成育家庭の経済的状況によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないような教育の仕組みなど、生活困難の世代間連鎖を断ち切る取組が必要である。
- 複数の支援を組み合わせ、個人のライフコースに沿って切れ目ないサービスを提供するため、国や地方公共団体、NPOや企業も含めた多様な主体の連携が必要である。

## 第1節 生活困難の実態

## (生活困難層の増加)

貧困に加え、教育や就労の機会を得られない、健康を害する、地域社会において孤立するなど、社会生活上の困難も含めた困難な状況を示す概念として「生活困難」を用い、その状況をみていると、生活困難は幅広い層に広がっていることが分かる。

その背景には、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族の変容、非正規労働者の増加など雇用・就業をめぐる変化、定住外国人の増加などにみられるグローバル化などがある。厚生労働省が平成21年10月に公表した相対的貧困率（以下「貧困率」という。）を見ると、全体の貧困率は10年の14.6%から19年には15.7%へ、子ども（17歳以下）では13.4%から14.2%へといずれも上昇している。



### (女性の生活困難の状況)

男女それぞれに年齢層別に貧困率を推計してみると、ほとんどの年齢層で、男性よりも女性の貧困率が高く、その差は高齢期になると更に拡大する傾向にある(第1-5-1図)。世帯類型別では、高齢者や勤労世代の単身世帯で貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にある。また母子世帯で貧困率が高く、その影響が母子世帯の子どもにも見られる(第1-5-2図)。

### (生活困難の複合化, 固定化, 連鎖)

内閣府が実施した支援機関・団体へのヒアリング調査によると、一人の生活困難者に複数の要因が影響している(複合化)、一旦生活困難な状況になると長期にわたり抜け出せない(固定化)、生活困難な状況が次世代に受け継がれる(連鎖)といった状況のあることが指摘された。

例えばDV被害者は、身体的・精神的被害に加えて、加害者の追跡から逃れつつ、新たな住まいや就業先の確保、離婚や子どもの養育等複数の課題に向き合わなければならない。こうした状況に加え、仕事を探しても不安定・低賃金な仕事が多く、多重就労を余儀なくされるなど、様々な困難が複合的に影響していることが少なくない。

また、困難な状況にある家庭のもとで育った子ど

もは、その不利を補う家族や地域のサポート等の社会資源を持ちにくいという状況があり、より困難な状況に陥る可能性もある。

## 第2節 生活困難の背景と男女共同参画をめぐる問題

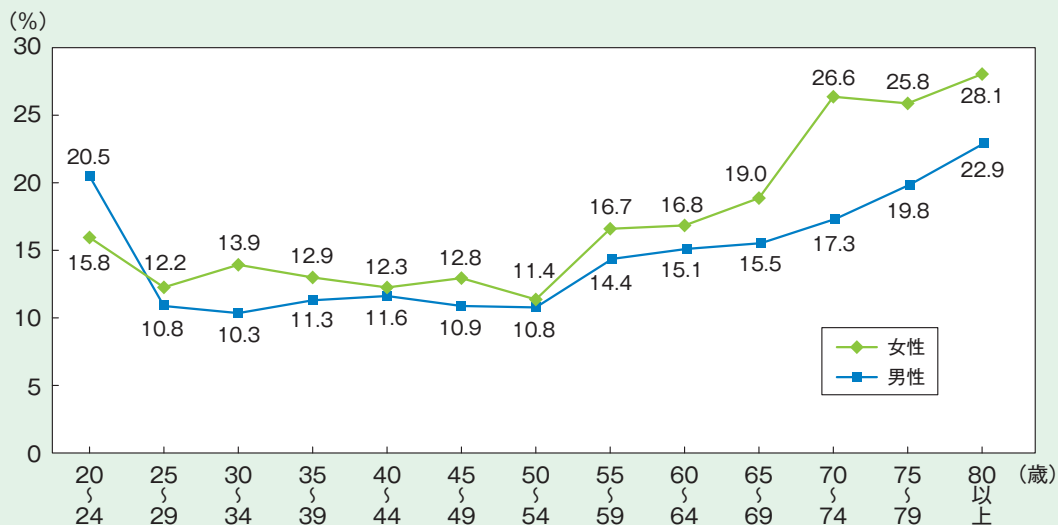
### (女性が生活困難に陥る背景)

固定的性別役割分担意識が十分に解消されておらず、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が不十分な現状において、女性は、育児や介護などで就業を中断しやすい。また、税制・社会保障制度の影響による就業調整の影響もあり、女性は相対的に低収入で不安定な非正規雇用につきやすい就業構造がある。さらに、このような若い時期からの働き方の積み重ねの結果として女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題もある。

さらに、女性に対する暴力も、女性の自立を困難にする大きな要因である。女性に対する暴力は女性の自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を一層困難なものにしている。

これらの女性の生活困難の背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識があり、女性の若い時期からのキャリアに対する考え方に影響を与えると同時に、生き方の選択肢を狭めている可能性がある。また、結婚後、夫へ生計を依存して

第1-5-1図 男女別・年齢階層別相対的貧困率(平成19年)



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

いるような場合には、例えば配偶者である男性の雇用不安によって家庭に困難が生じたり、離婚等に際して女性が自立の困難となりやすいなどの問題が生じる。

（男性特有の状況）

一方で、男性特有の生活困難な状況もみられる。父子世帯や一人暮らしの高齢男性が地域で孤立しがちである傾向や、「男性が主に稼ぐべきもの」、「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーが、男性を困難な状況に追い込んでいるという指摘がある。例えば、男性の非正規労働者の有配偶者の割合が低いことについて、経済的に安定しないことが結婚を阻害する一因になっているとの指摘がある。また、40～50歳代の男性で「経済・生活問題」を原因・動機とする自殺が多いことなども、男性役割のプレッシャーの影響であるとの指摘もある。

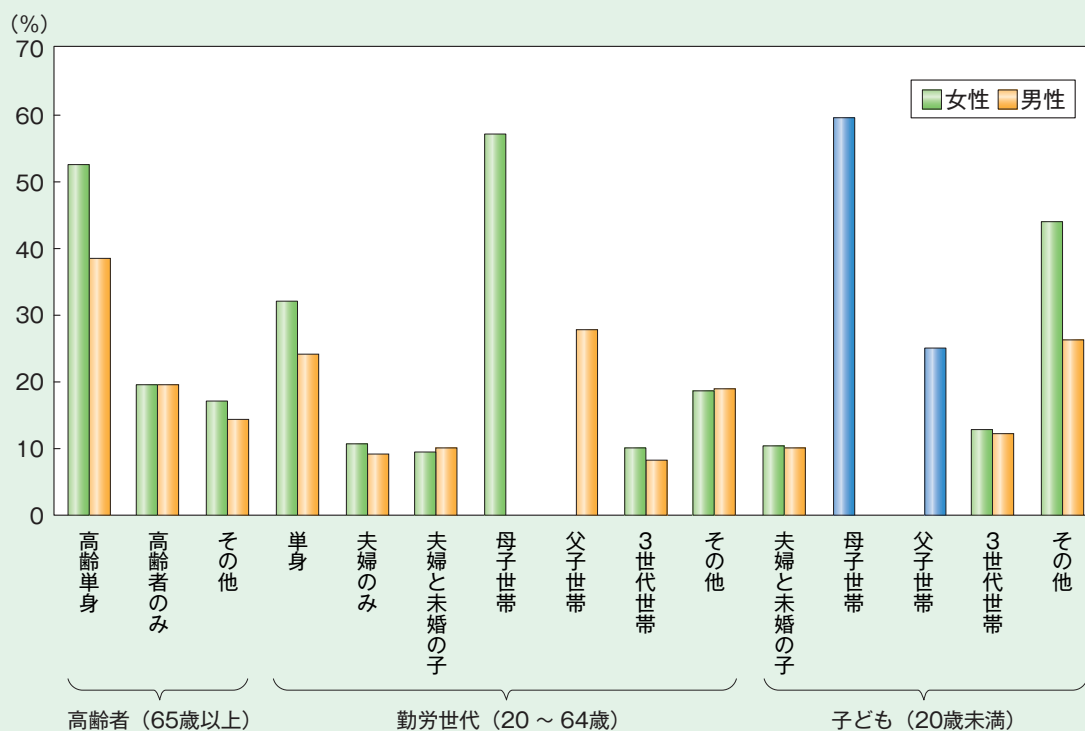
（非正規雇用と女性の生活困難）

学歴での不利が職業の選択を限定し、低収入となりがちな状況があるが、男女別に若年層（20～24歳層）の正規従業員の比率をみると、平成4年から平成19年の間にかけて、学歴による就業状況の差が開き、中学卒業者や高校卒業者の状況が厳しくなる中、特に女性が厳しい状況に置かれている（第1-5-3図）。

また、多くが母子家庭であるひとり親世帯の貧困率をみると、有業者であっても貧困率が高いという日本特有の状況がある（第1-5-4図）。

この背景には、育児等との両立等の理由により、選べる職種が臨時・パート等非正規雇用が多くなりがちであることが影響していると考えられ、母子家庭の就労率は85%と高いにもかかわらず、約7割が年間就労収入200万円未満という状況がある（平成17年）。母子世帯では子育てを一人で担うという責任と経済的な困難に陥いるリスクの双方に直面していると考えられる。

第1-5-2図 年代別・世帯類型別相対的貧困率（平成19年）



（備考） 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成19年）を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。  
 2. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。  
 3. 母子世帯、父子世帯の子ども（20歳未満）は男女別ではなく、男女合計値。  
 4. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

### 第3節

## 生活困難の防止・生活困難者支援の課題

### (基本的な考え方)

以上見てきた男女それぞれの状況や生活困難の実態などを踏まえると、今後の取組に当たっては次のような視点が重要である。

まず、何らかの困難な状況に置かれつつも、個人の適性や能力に応じた自立を実現していくためには、男女共同参画の推進が欠かせない。家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革、女性に対する暴力の防止と被害者支援などの推進などは、生活困難を防止する上でも不可欠である。

次に、社会システムの再構築、中でも急速に増加した非正規労働者や家族の扶養や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築が必要である。

さらに、個人のエンパワーメントを図るという視点が重要である。ここでの“エンパワーメント”とは、その人自身が自尊心を回復し、持てる力を引き出して自己決定できる状態を目指す過程のことを指すが、特に精神的な回復が必要な人々に対しては、

その回復を支援する仕組みが必要である。

また、生活困難の次世代への連鎖の断ち切りが必要である。

以下、今後政府が講ずるべき具体的取組として、4つの分野からなる当面の課題と中長期的に取り組むべき課題を挙げる(第1-5-5図)。

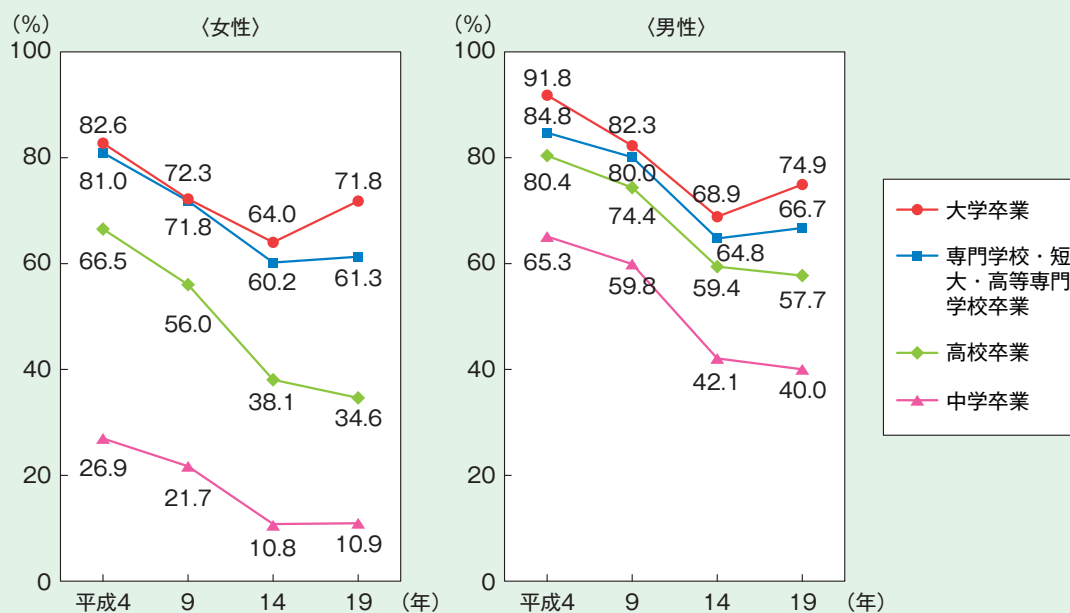
### (自立に向けた力を高めるための課題)

具体的な取組としてはまず、若年期においては、初等中等教育段階からの一貫したキャリア教育・職業教育の推進が必要である。また、学校における進路指導や就職指導や女性のライフプランニング支援においては男女共に経済的に自立していくことの重要性が伝えられることが求められる。

一方、ニートやひきこもり等困難を有する子どもや若者に対しては、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、地域において官民の関係機関が連携し、様々な手法による早期からの対応が必要である。

DV被害当事者へは、平成21年5月に総務省が行った勧告に従い、通報及び相談の効果的な実施、就業支援施策の実績の把握、公営住宅の入居に関す

第1-5-3図 若年人口(20-24歳層)に占める正規従業員の比率(性別)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(各年)より作成。  
2. 在学者を除く。

る広報や都道府県への要請などの措置をとることが必要である。

高齢者に対しては、第4章でみたように、就業促進と社会参加に向けた取組、経済的自立につなげるための制度や環境の整備などの取組を着実に推進していく必要がある。

**(雇用・就業の安定に向けた課題)**

非正規労働者のセーフティネットの施策として住宅確保のための支援や生活保障付き教育訓練の機会の提供、緊急の融資制度などの着実な実施が必要である。また、非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、労働市場へ再参入する恒久的なセーフティネットを構築することが必要である。また、ポジティブ・アクションや、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める男女同一賃金など男女の雇用機会均等を進める施策を一層強化する必要がある。

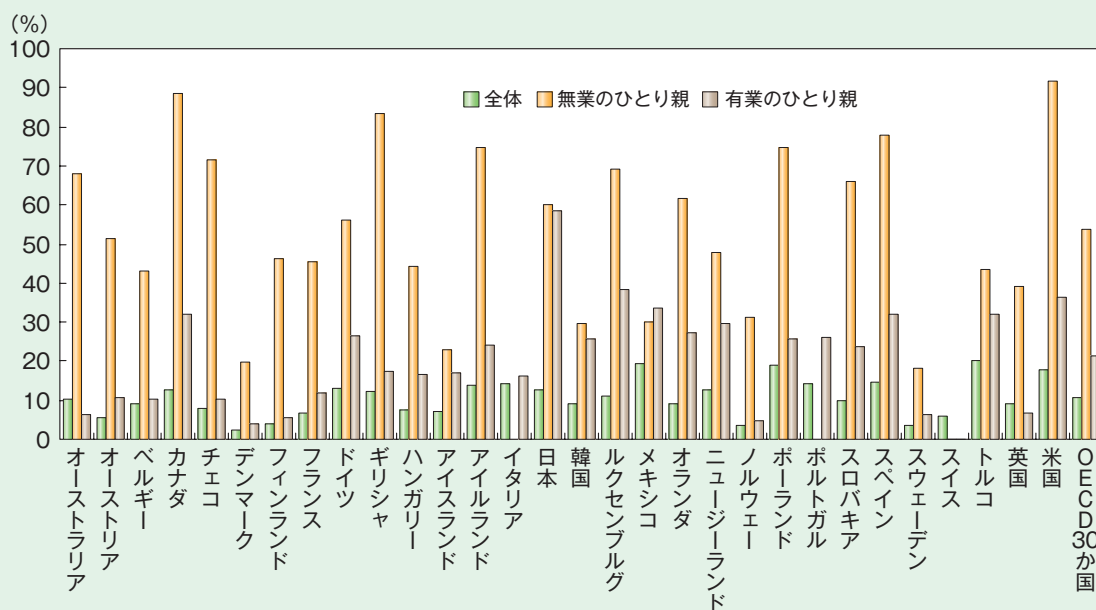
また、女性の就業継続や再就職を図り、経済的自立を実現するためにも、男性を含めた働き方の見直しなど仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるとともに、質・量ともに十分な保育サービスや放課後児童クラブの提供が必要である。

**(安心して親子が生活できる環境づくりにかかわる課題)**

生活困難な状況に置かれるひとり親世帯への自立支援として、母子家庭等の実情にあったきめ細やかな支援が必要である。子育て・生活支援や就業支援、経済的支援など総合的な支援の充実や子どもをケアする時間の確保などの支援の提供とともに、父子家庭が地域で孤立しやすいこと背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進する必要がある。

また、生活困難の次世代連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職が可能となる環境整備を進める必要がある。さらに、成育家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担の軽減を図ることが必要である。特に、高校段階においては、公立高等学校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度が平成22年4月より実施されたところであるが、給付型奨学金の検討が必要である。また、高等教育段階においては、授業料減免等実質的な給付型の経済的支援や奨学金の充実等が必要である。なお、22年1月の少子化社会対策会議において開催が決定された「子ども・子育て新システム検討会議」は、22年6

第1-5-4図 子どものいる世帯の相対的貧困率（2000年代中盤）



(備考) 1. OECD (2008) 'Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries'より作成。  
 2. イタリア、ポルトガルの無業のひとり親世帯は、サンプルサイズが小さくデータはない。  
 3. スイスは、就業の有無別ひとり親世帯のデータがない。



月を目途に基本的な方向を固めることとしているが、この中において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築等について検討を行っている。

**(支援基盤の在り方等に関する課題)**

DV被害者支援を含む困難な状況に置かれた女性への支援や若者支援について、既存制度を活用したワンストップ・サービス化を進めることや、支援策

が実際に生活困難に置かれた人が活用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計や、必要な手続き等業務運用の見直しが求められる。

また、生活困難の状況に置かれた人々への支援の形態として、複数の支援を組み合わせ、個人のライフコースに沿った切れ目ない支援が望まれることから、国や地方公共団体、NPOや企業も含めた多様な主体間の連携に引き続き取り組むことが必要である。

**第1-5-5図 当面の課題と中長期的課題**

**当面の課題**

**自立に向けた力を高めるための課題**

- 初等中等教育段階から一貫したキャリア教育・職業教育の推進
- 学校における進路指導・就職指導や女性のライフプランニング支援において、男女共に経済的に自立していくことの重要性について伝える
- 困難を抱える若者支援において、精神的な回復が必要な場合には、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、幅広いネットワークによって支援する
- 配偶者暴力防止法及び基本方針に定める施策を対象とし、平成21年5月26日に総務省が公表した「政策評価」の勧告に基づく必要な措置を実施

等

**雇用・就業の安定に向けた課題**

- 住宅確保のための支援や生活保障付き教育訓練の機会、緊急の融資制度など、非正規労働者のセーフティネットの施策について着実に実施
- 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、労働市場へ再参入する恒久的なセーフティネットを構築
- ポジティブ・アクション、労働基準法に定める男女同一賃金など、男女の雇用機会均等の推進を一層強化
- 女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で税制・社会保障制度の在り方を検討
- 男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 質・量ともに十分な保育サービスや放課後児童クラブの提供を図る

等

**安心して親子が生活できる環境づくりにかかわる課題**

- 生活困難を抱えるひとり親世帯の実情にあつたきめ細やかな支援の提供
- 社会的自立が困難な婦人保護施設の退所者等の日常生活への援助、社会的な自立支援などきめ細かい支援
- 父子家庭に対し世帯や子どもの状況に応じた支援、また手当ての支給について検討を進め、地域での孤立の背景にある固定的性別役割分担意識の解消に向け広報・啓発活動を行う
- 子どもをもつ生活困難世帯の経済的困難リスクを低減し、次世代連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再チャレンジが可能な環境整備
- 成育家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように教育費の負担軽減を進める
- DVの専門的な知識を持った母国語通訳者を養成し適切に支援

等

**支援基盤の在り方等に関する課題**

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な広報・啓発活動を推進
- 男女共同参画の視点を活かした課題解決のための多様な主体の連携・協働による主体的な取組を推進
- DV被害者支援を含む女性の困難な問題への支援や若者支援について、既存制度を活用したワンストップ・サービス化を進める
- 支援策が実際に生活困難を抱える人々が活用しやすいものとなるよう、必要に応じて制度設計や、必要な手続き等業務運用の見直しを行う
- 生活困難者への支援の形態として、複数の支援を組み合わせ、地域の実情に合った支援が望まれることから、多様な主体間の連携に、引き続き取り組む

等

**中長期的課題**

- 多様な「学び直し」の方法の提供と、「学び直しをした者」を受け入れる教育や雇用の仕組みの実現
- 若年期の妊娠について、母としてだけでなく女性自身のライフステージ上の課題に着目した適切な支援
- ライフコースの一時点で正規・非正規のどちらを選んでも、その差が固定化されない労働条件やセーフティネットの再構築
- DV等暴力の被害者、メンタル面で問題を抱えた人々に対する相談者の専門性の確立を図る取組

- 生活困難を抱える人々の相談や支援業務に関し、効率性のみを重視することなく、経験や専門性が確保・蓄積されていく運営方法の検討
- 経済的自立を図った上で、家族や地域とのつながりを維持し深めている労働条件や労働環境の実現、また生活困難を抱える人々の仕事と生活の調和への配慮など
- 日本で働き、生活する外国人が、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを受用できるような環境整備に向けた取組の一層の推進、特に外国人の子どもの増加に対応する第二言語としての日本語教育

等

## 本章のポイント

## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

- 女性の10.8%、男性の2.9%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。
- 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」など、様々な困難な状況に置かれている。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の92.4%が女性。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に188か所（平成22年4月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成21年4月～22年3月に寄せられた相談件数は7万2,792件）。
- 配偶者暴力防止法施行後平成21年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は1万5,906件。

## 第2節 性犯罪の実態

- 強姦、強制わいせつの認知件数は、平成16年から減少傾向に転じ、21年は、それぞれ、1,402件、6,688件である。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.3%。若年・低年齢時の被害が多い。
- 異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は62.6%。

## 第3節 売買春の実態

- 平成21年中の売春関係事犯送致件数は1,973件で、前年比減少。
- 平成21年中の要保護女子総数は1,700人で、そのうち未成年者が占める割合は21.9%であり、いずれも前年に比べ減少した。
- 平成21年中の児童買春事件の検挙件数は、1,095件で前年比増加。

## 第4節 人身取引の実態

- 平成21年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は17人で、前年比52.8%減少。

## 第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成20年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万3,529件。

## 第6節 ストーカー行為の実態

- 平成21年中のストーカー事案に関する認知件数は1万4,823件。
- 平成21年中のストーカー行為での検挙件数は261件、禁止命令違反での検挙件数は2件。



## 第1節 配偶者等からの暴力の実態

### (配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)を実施した。本調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,435人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から“身体に対する暴行”、“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”、“性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.8%、男性2.9%、「1,2度あった」という人は、女性22.4%、男性14.9%、1度でも受けたことがある人は、女性33.2%、男性17.7%となっている(第1-6-1図)。

### (様々な困難な状況に置かれる被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月に公表した。調査によると、配偶者等から暴力を受

けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた(第1-6-2図)。

### (配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

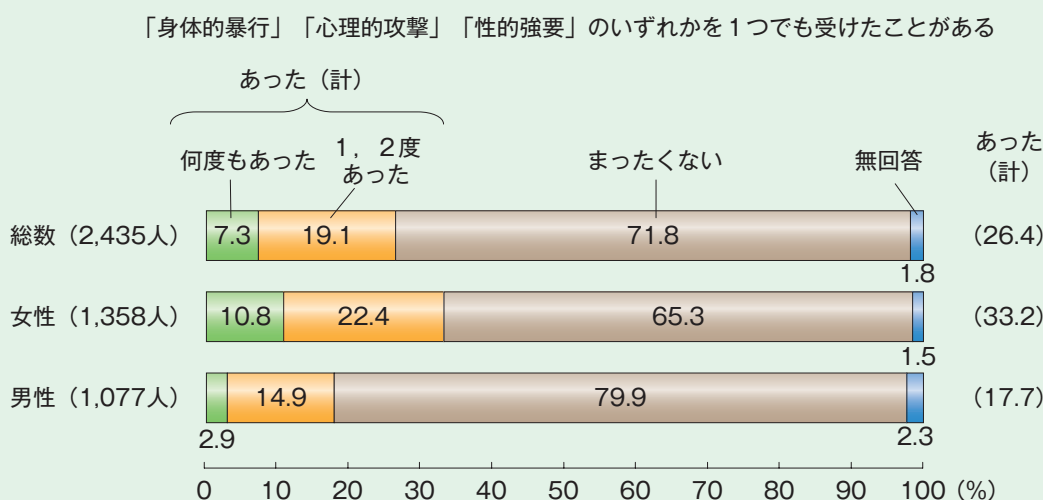
警察庁の統計によると、平成21年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は2,516件、そのうち2,324件(92.4%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は152件中99件(65.1%)と、やや低くなっているが、傷害は1,282件中1,212件(94.5%)、暴行は1,082件中1,013件(93.6%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている<sup>23</sup>(第1-6-3図)。

### (増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である

第1-6-1図 配偶者からの被害経験(性別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。  
 2. 身体的暴行: 殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。  
 3. 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。  
 4. 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された。

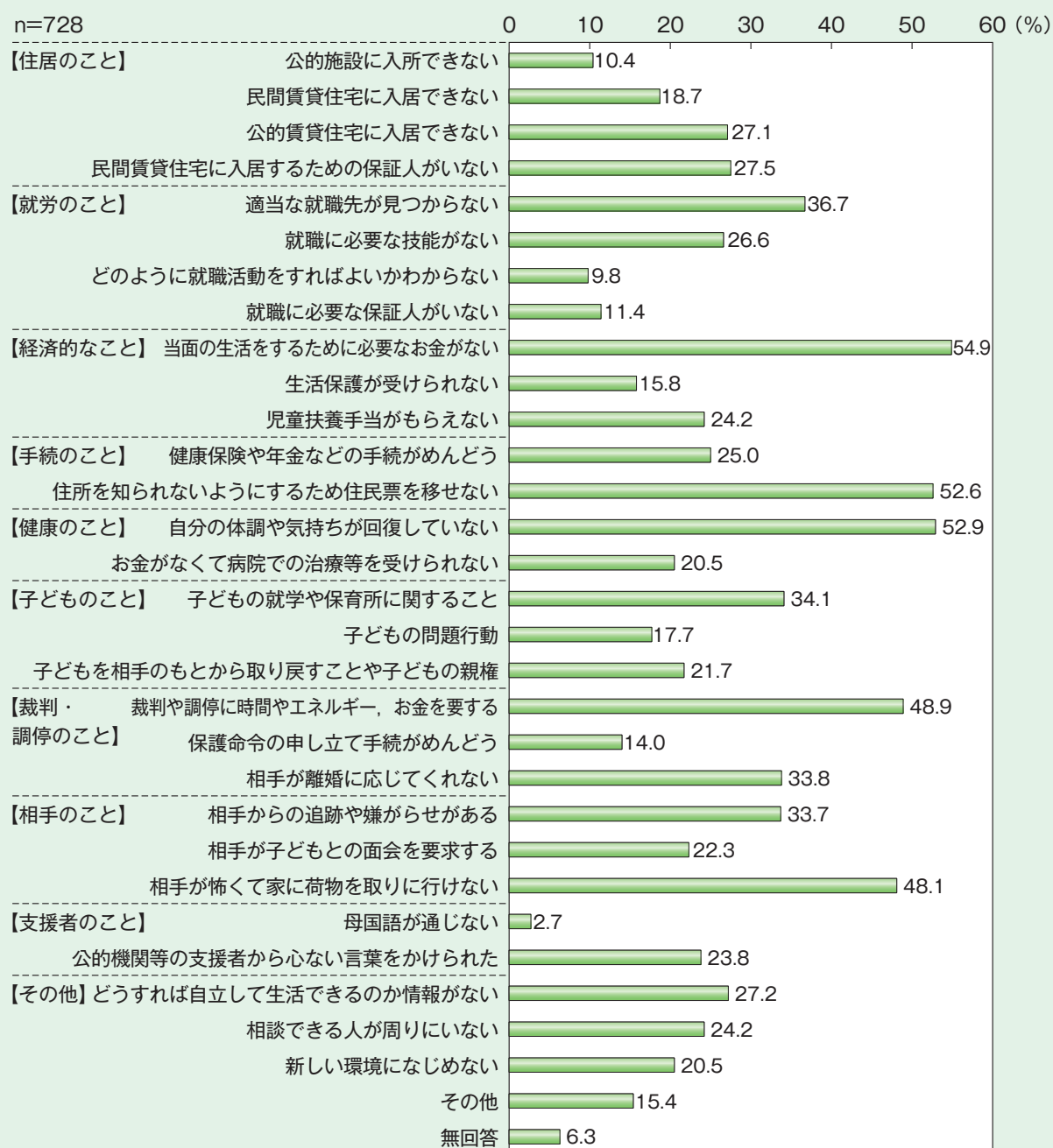
23 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷害はそれぞれ平成12年以降増加傾向にあり、21年においては、暴行が1,013件で前年よりも38件(3.9%)増加し、傷害は1,212件で56件(4.4%)の減少となっている<sup>24</sup>(第1-6-4図)。

(増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成20年度の家庭裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万6,477件、うち妻からの申立総数は4万8,041件、夫からの申立総数は1万8,436件となっている。

第1-6-2図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年1月)より作成。

24 脚注23に同じ。

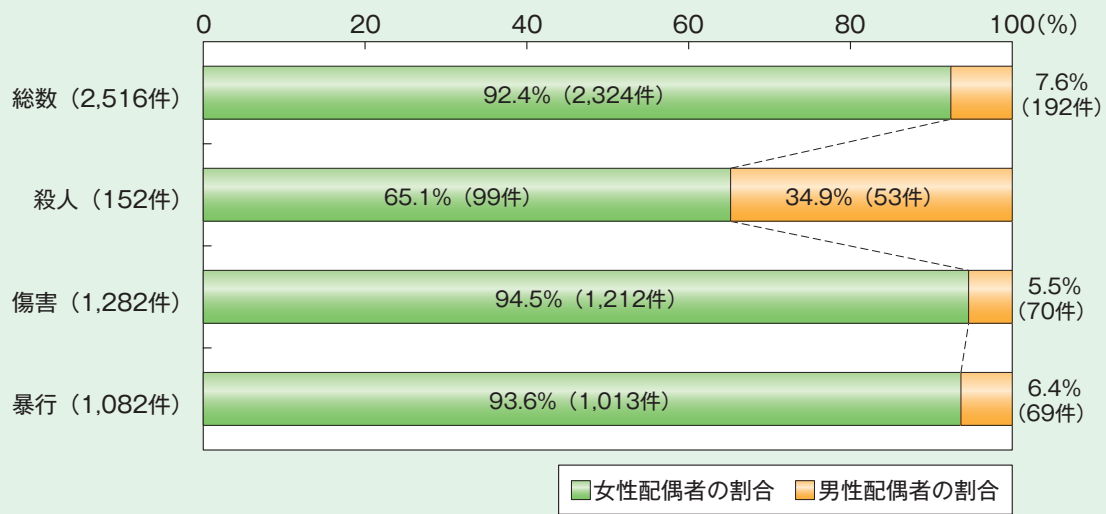
「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立件数は、平成20年度において1万4,136件、裁判所における既済総数の21.3%（妻からの申立件数の29.4%）となっており、妻からの申立ての中では、「性格が合わない」に次いで2番目に多い理由となっている（第1-6-5図）。

（配偶者暴力相談支援センター等への相談件数）

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害

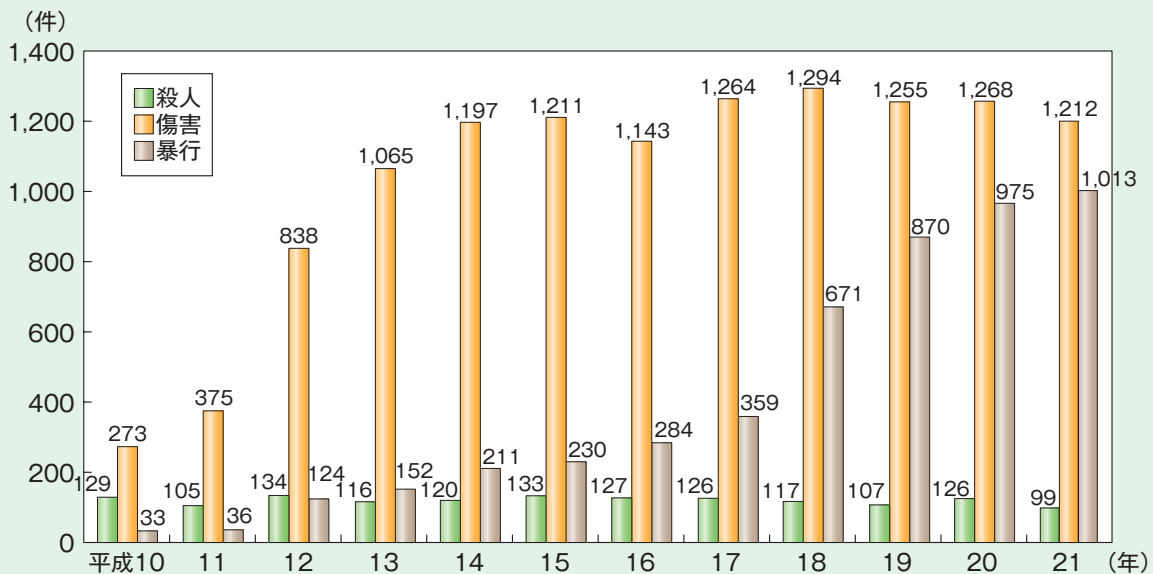
者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行され（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月から施行）、14年4月から、各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。19年7月の法改正（平成20年1月施行）により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。22年4月現在、全国188施設（うち市町村が

第1-6-3図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成21年)



（備考）警察庁資料より作成。

第1-6-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



（備考）警察庁資料より作成。

設置する施設は20施設)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。21年4月～22年3月に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は7万2,792件で、毎年度増加している。また、法施行後21年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、15万4,210件(平成21年の対応件数は2万8,158件)でここ数年、毎年増加している。

#### (婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

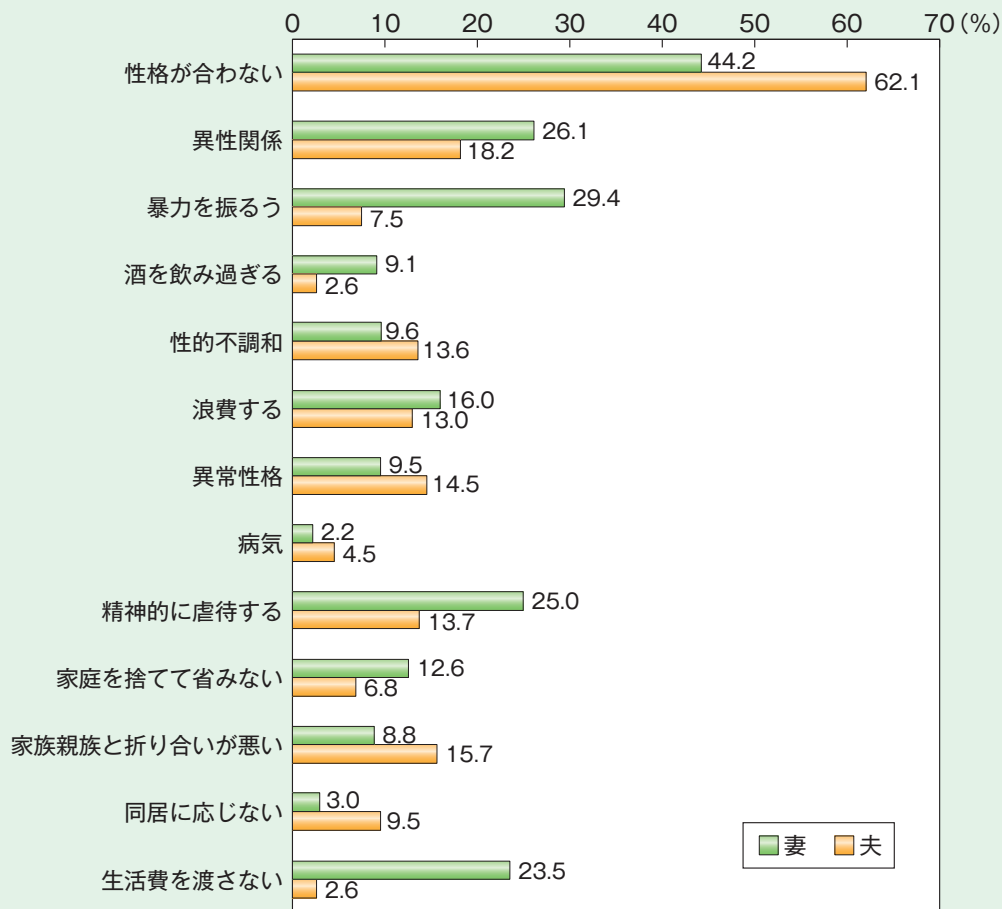
平成20年度中の、婦人相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由のうち、「夫等の暴力」を挙げた割合は、70.6%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由をみると、「夫等の暴力」

を挙げた割合はそれぞれ39.1%、51.0%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所は高い割合となっている(第1-6-6図)。

#### (シェルター設置状況)

シェルター(配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に50か所(公営23か所、民営27か所(平成21年4月1日現在))、母子生活支援施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、全国に278か所(公立161か所、私立117か所(平成21年3月末現在))がそれぞれ設置されている。

第1-6-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成20年度)より作成。  
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査重複集計したものを。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。民間シェルターは、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

### （保護命令の申立て及び発令状況）

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

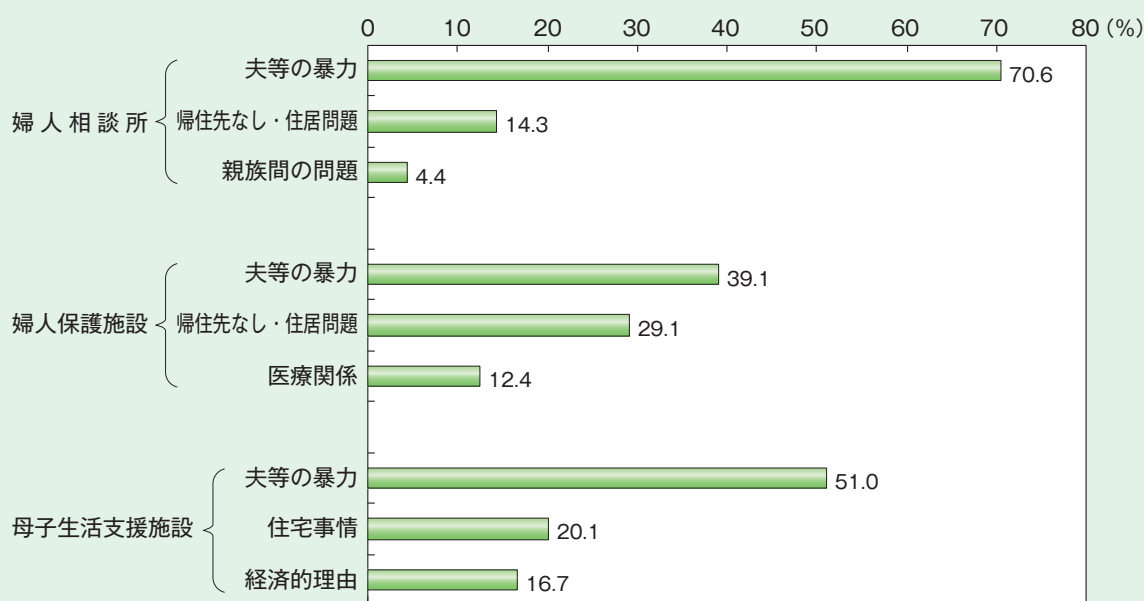
また、配偶者暴力防止法はこれまで、2度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、これまで身体に対する暴力を受けた者に限り、保護命令を申し立てることができたのに対し、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への

接近禁止命令も発することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。

保護命令の申立書に、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に相談等をした事実等の記載がある場合は、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所は配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、被害者が相談等をした際の状況等を記載した書面の提出を求めることとなっている。申立書にこうした事実の記載がない場合は、公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しなければならない。法施行後から平成21年12月末までに終局した保護命令事件1万9,980件のうち、支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは3,517件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは9,285件、双方への相談等の事実の記載があったのは6,508件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは591件となっている。

法施行後平成21年12月末までの間に、裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は2万81件で、そのうち事件が終了したのは1万9,980件となっている。終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は1万5,906件（79.6%）、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは8,453件（53.1%）と

第1-6-6図 婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由(平成20年度)



(備考) 厚生労働省資料より作成。







6-8図)。

### (異性から無理やり性交された経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)において、女性(1,675人)に、これまでに異性から無理やり性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が3.1%、「2回以上あった」が4.2%で、被害経験がある女性は7.3%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が38.2%で最も多く、次いで「30歳代」が15.4%となっており、「中学卒業から19歳まで」が(12.2%)となっている。「中学生のとき」(4.9%)、「小学生のとき」(12.2%)、「小学校入学前」(3.3%)など低年齢で被害を受けている人も2割程度いる(第1-6-9図)。

異性から無理やり性交されたことがあった女性のうち、被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は62.6%で6割を上回っている(第1-

6-10図)。

## 第3節 売買春の実態

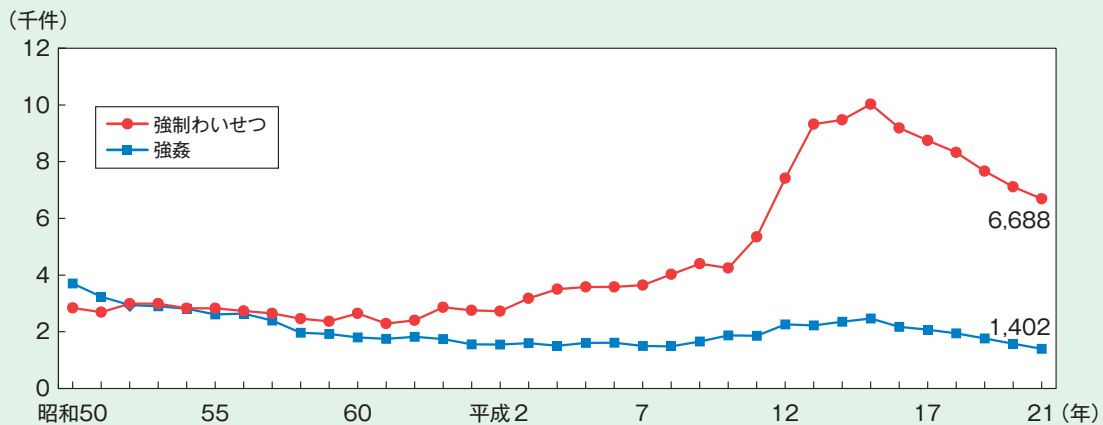
### (売春関係事犯送致件数等)

平成21年の売春関係事犯送致件数は1,973件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は1,700人で前年に比べ減少し、未成年者が占める割合も21.9%で、前年に比べ2.2ポイント減少している(第1-6-11図)。

### (児童買春検挙件数)

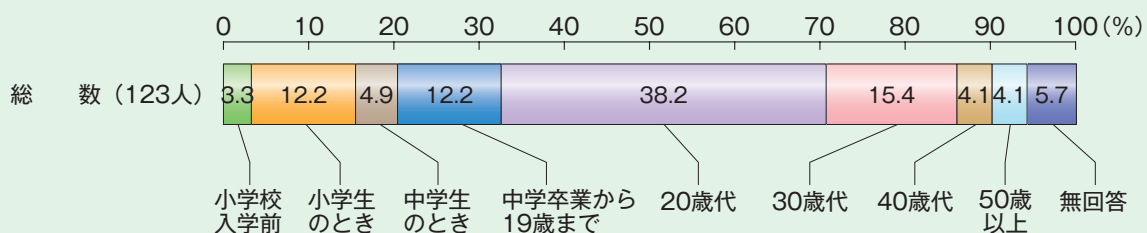
平成21年の児童買春事件の検挙件数は1,095件(前年比39件増)であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが358件(32.7%)、テレホンクラブ営業に係るものは72件(6.6%)となっている。

第1-6-8図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



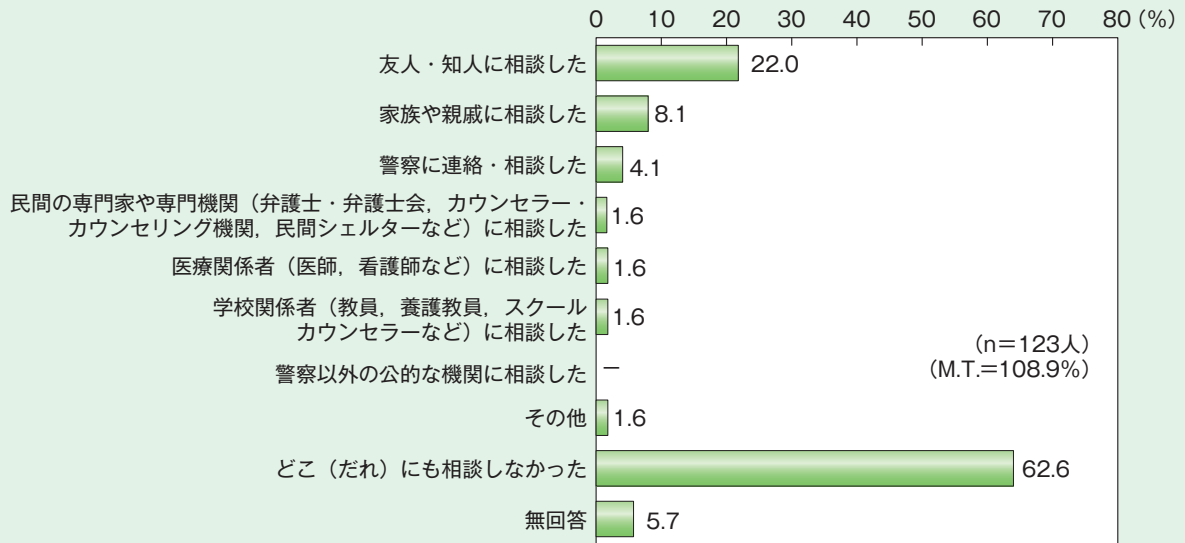
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-9図 被害にあった時期



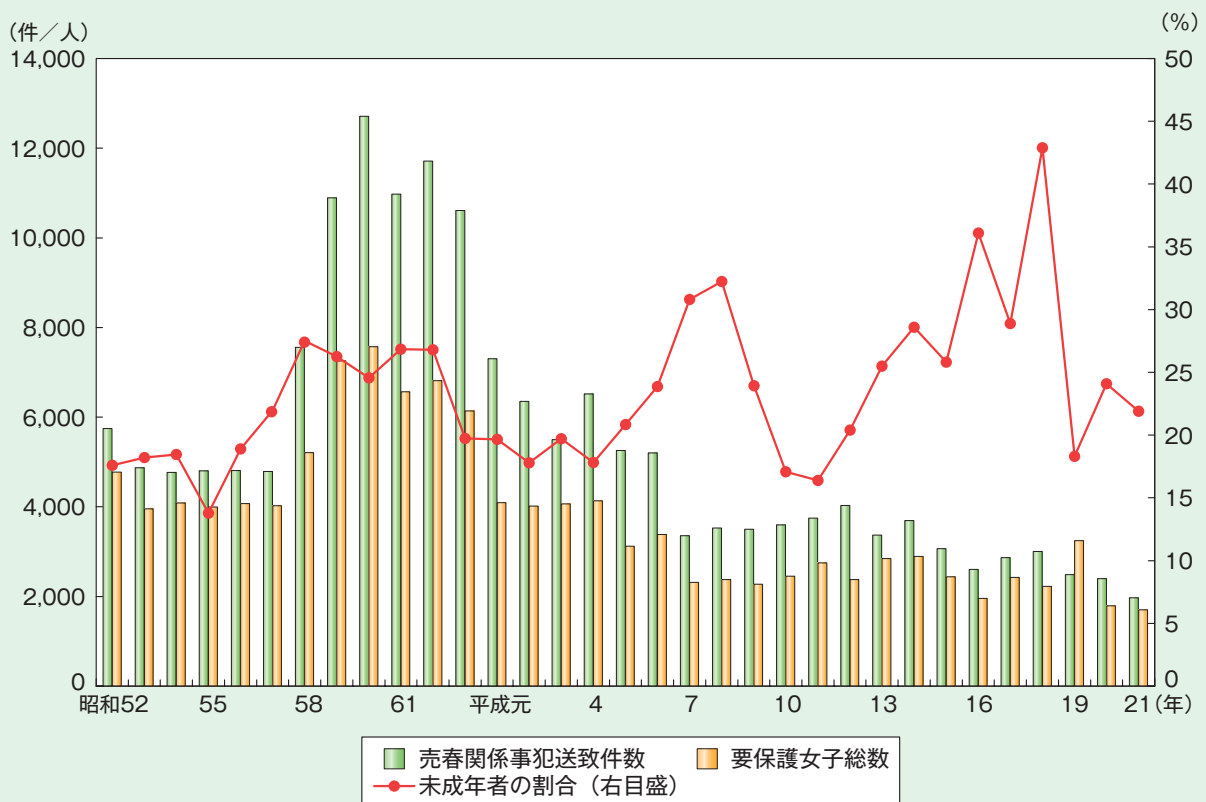
(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

第1-6-10図 被害の相談先



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。

第1-6-11図 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

## 第4節 人身取引の実態

### (人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成21年における人身取引事犯の検挙件数は28件、検挙人員は24人であり、検挙人員のうちブローカーが6人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は17人と、前年に比べ19人（52.8%）減少している。被害者の国籍は、タイ8人（47.1%）が最も多く、次いでフィリピン4人（23.5%）、中国（香港）、日本各2人（各11.8%）の順となっている（第1-6-12図）。

## 第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

### (雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成20年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万3,529件で、前年度に比べ2,270件（14.4%）減少しているものの、そのうち、女性労働者からの相談件数は8,140件（60.2%）で相談件数の6割を占めている（第1-6-13図）。

## 第6節 ストーカー行為の実態

### (ストーカー事案の認知件数)

平成21年中に警察庁に報告のあったストーカー事案の認知件数は、1万4,823件で、前年に比べ166件（1.1%）増加している。また、被害者の90.6%が女性で、行為者の80.3%が男性となっている（第1-6-14図）。

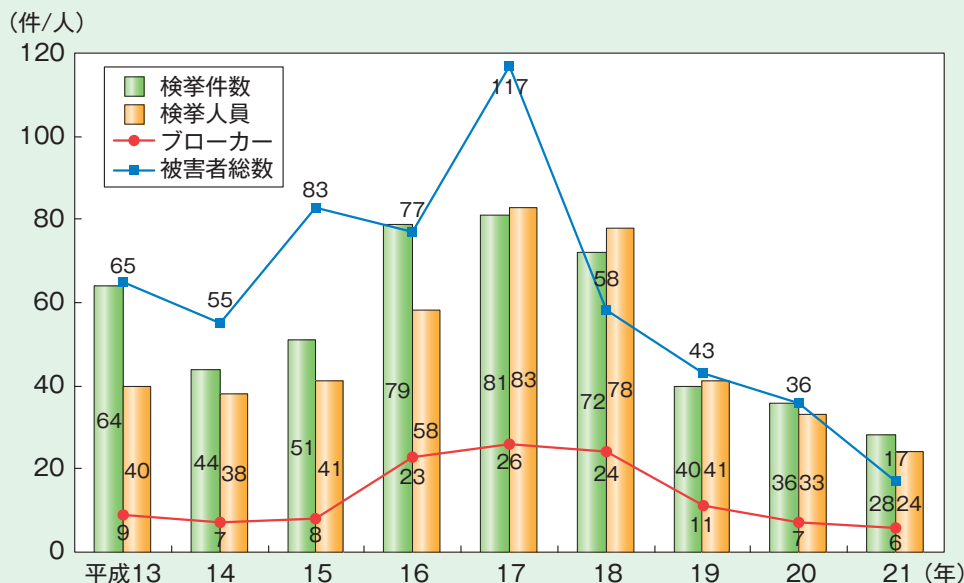
### (ストーカー規制法の適用状況)

平成21年のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,376件で、前年に比べ41件（3.1%）減少している。警告に従わない者に対する禁止命令は33件発令されている。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は261件で、前年に比べ18件増加している。禁止命令違反での検挙件数は2件である。

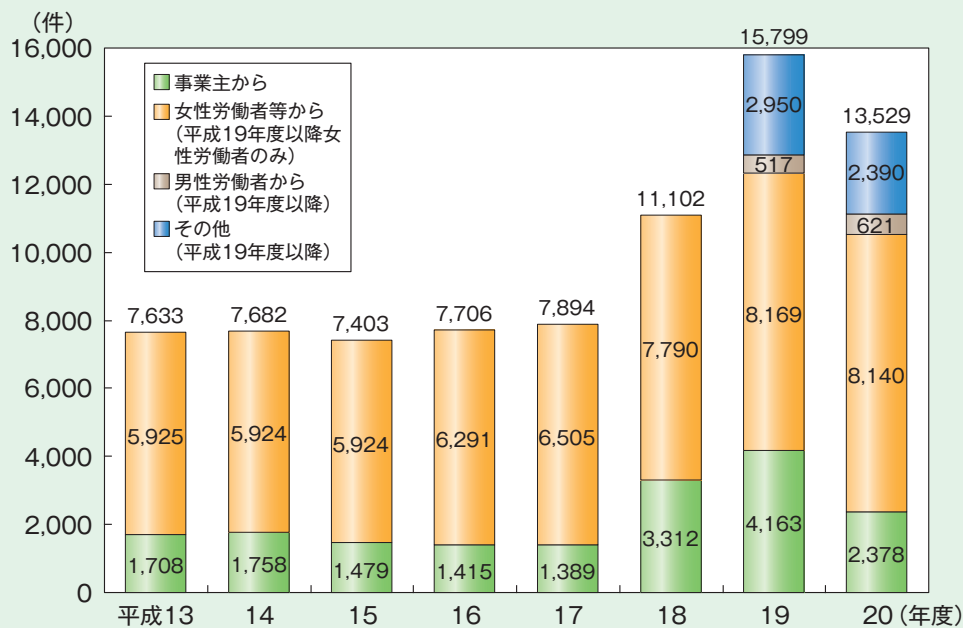
平成21年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,303件で、前年に比べ43件（1.9%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,189件（前年比97件増加）で最も多く、次いで防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが416件（前年比45件減少）となっている。

第1-6-12図 人身取引事犯の検挙状況等



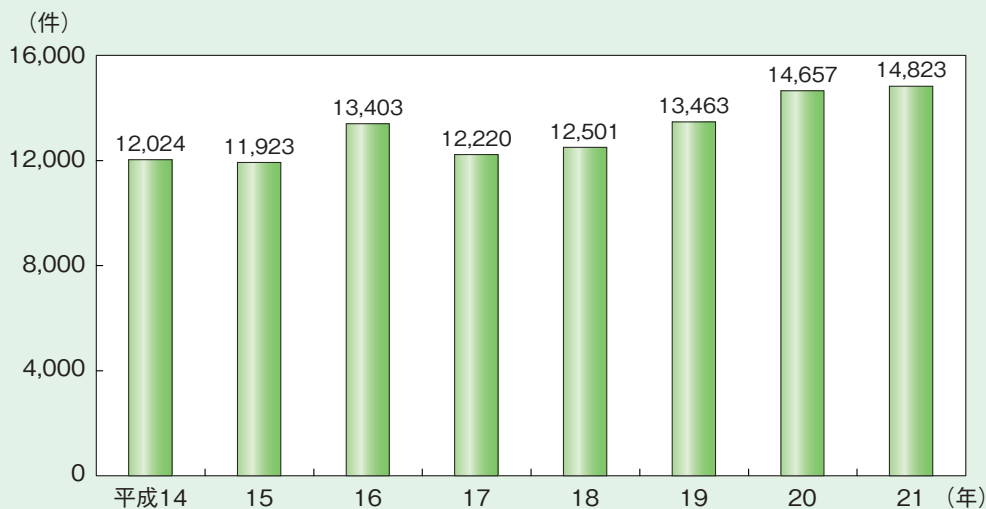
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-6-13図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第1-6-14図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

### 本章のポイント

- 乳児死亡率等の母子保健関係指標については低下傾向にある。
- 平成20年の新規HIV感染者数は過去最高。感染が報告された年齢をみると30歳代の割合が高い。
- 肥満者の割合は、男性は30～60歳代では約3割、女性も60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合は年々増加しているが，医師・歯科医師は薬剤師に比べかなり割合が低い。

#### （低下傾向にある母子保健関係指標）

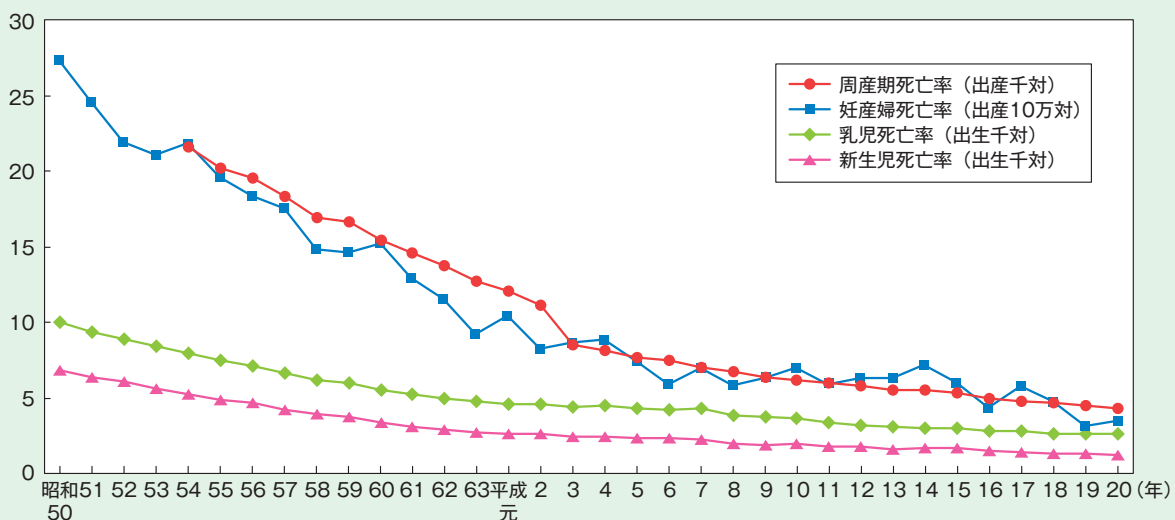
女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成20年までの動向をみると、いずれの指標も総じて低下している（第1-7-1図）。

#### （危険が伴う高齢出産）

母の年齢別周産期死亡率をみると、19歳以下の場合に平均より高いほか、30歳代以降は年齢とともに増加する傾向にあり、高齢出産にはある程度の危険が伴うことが分かる（第1-7-2図）。

第1-7-1図 母子保健関係指標の推移



- （備考）
1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
  2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数（妊娠満12週以後）を加えたものである。
  3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

（総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数）

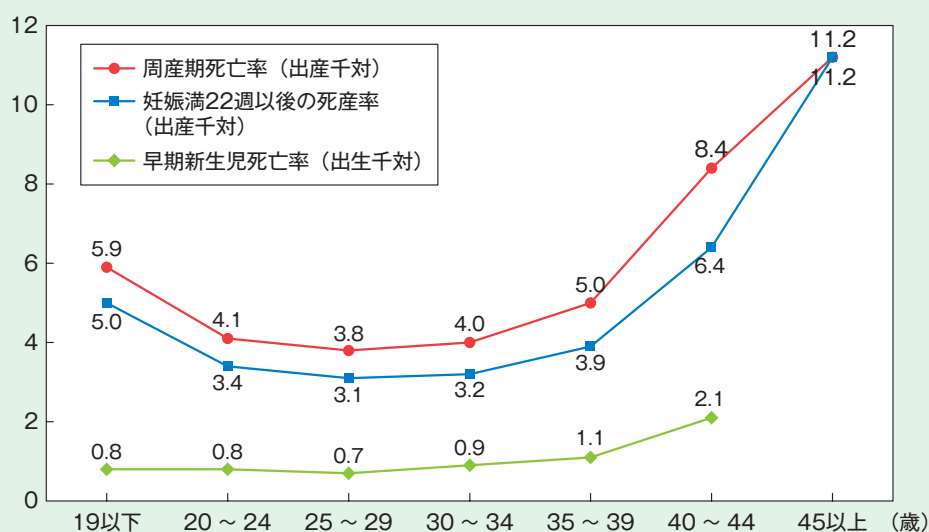
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成20年度までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にある（第1-7-3図）。また、20歳未満の件数の全年齢に占める割合は、昭和50年には1.8%だったのが、平成14年度に13.7%となった後、減少傾向にあり、20年度には9.4%となった。

（若年での感染が多いHIV感染者）

HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している者を指す。一方、AIDS患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシスティス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

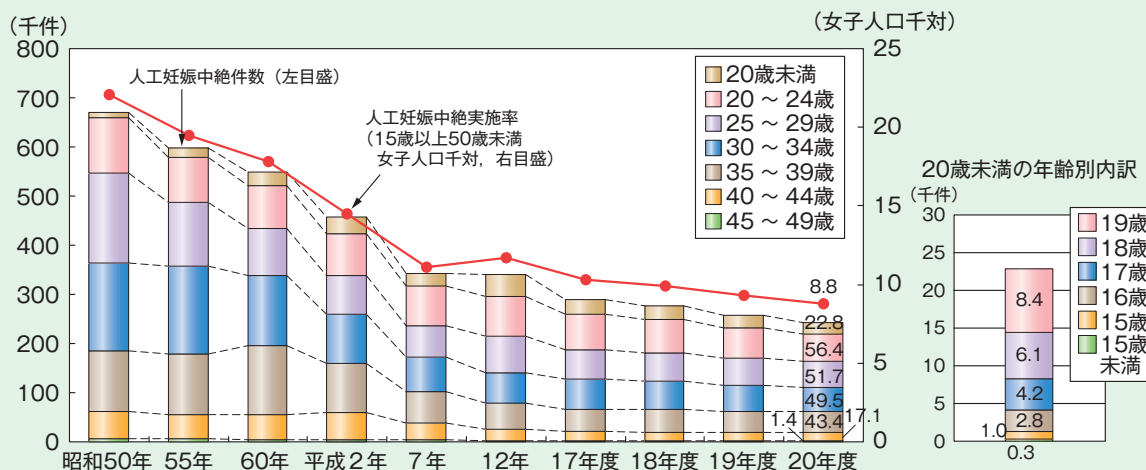
凝固因子製剤による感染例を除いて、平成20年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びAIDS患者の累計数は、HIV感染者数10,552人、

第1-7-2図 母の年齢別周産期死亡率（平成20年）



（備考）（財）母子衛生研究会「母子保健の主なる統計」（平成21年度）より作成。

第1-7-3図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



（備考）平成12年までは厚生省「母体保護統計」、17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。



AIDS患者数4,899人となっている。

平成20年に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,126人（第1-7-4図）、AIDS患者は431人で、過去最高の報告数となった。HIV感染者の推定感染地域をみると、全体の87.3%（983件）が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数をみると、20歳代が全体の29.6%を占めているのに対し、30歳代が38.0%を占めており、30歳代での感染が多い。

### （女性のがん）

女性特有のがんとして子宮がん、乳がんなどがあり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成20年）でみると、子宮がんは5.7万人、乳がんは17.7万人となっている。

国民生活基礎調査（平成19年）によると、我が国における女性のがん検診の受診率は、子宮がん検診においては20歳以上で21.3%、乳がん検診においては40歳以上で20.3%であり、欧米諸国と比べて低い

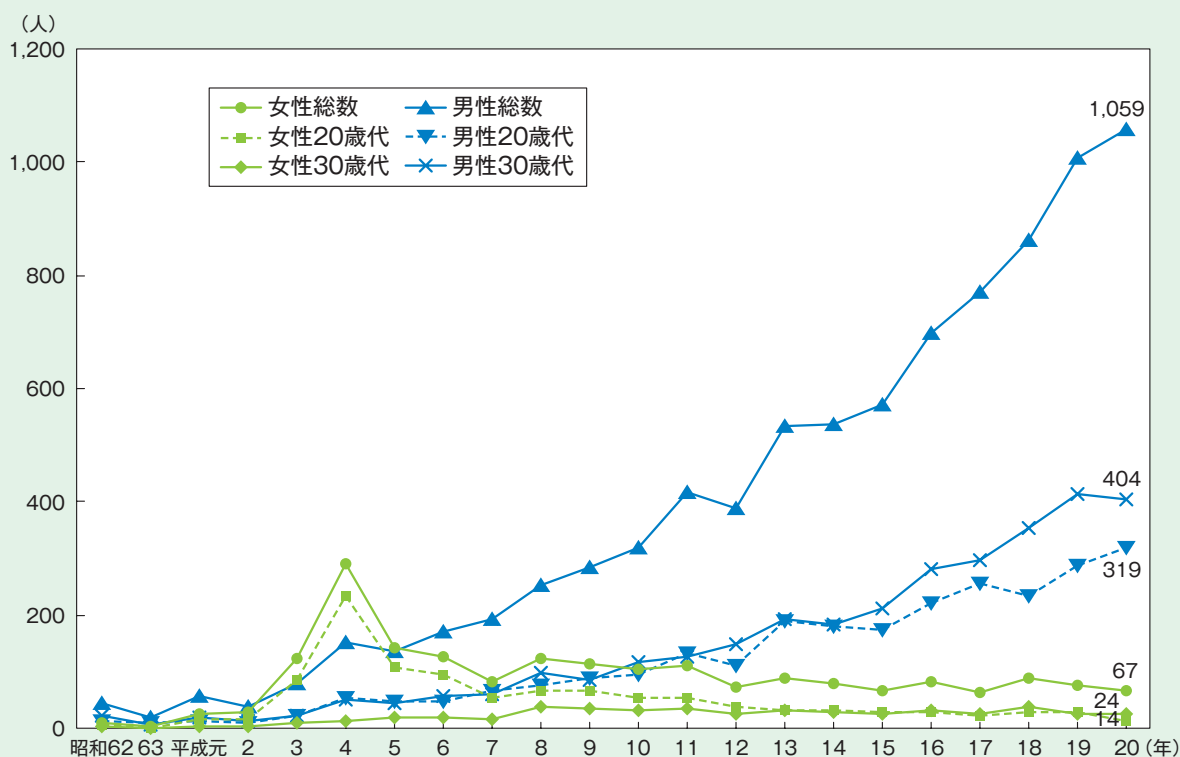
状況にある。がんは早期発見が重要であることから、より一層、がん検診の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

### （健康増進に必要な適切な自己管理）

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成20年国民健康・栄養調査結果の概要」をみると、肥満者の割合は、男性では、40歳代が35.9%と最も高く、次いで50歳代が32.4%、30歳代が29.5%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上では約4人に1人となっている。一方、低体重（やせ）の割合は、女性では、20歳代が22.5%と最も高く、次いで30歳代が16.8%となっている。年次推移をみると、20歳代女性の低体重（やせ）の割合は約2割と横ばいで推移している。

また、体重を減らそうとする者・しない者の割合をみると、肥満者の男性では約3割が体重を減らそうとしていない。一方、低体重（やせ）の女性の約

第1-7-4図 HIV感染者の推移（性別・年代別）



（備考） 1. 厚生労働省資料より作成。  
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

1割が体重を減らそうと思っている。

健康に生活するための自己管理について、より一層適切な情報提供が求められる。

#### (喫煙率の動向)

平成4年から20年の喫煙率の推移を男女別にみると、男性は50.1%から36.8%に低下しているが、女性は9.0%から9.1%とほぼ横ばいで推移している。年代別にみると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある(第1-7-5図)。

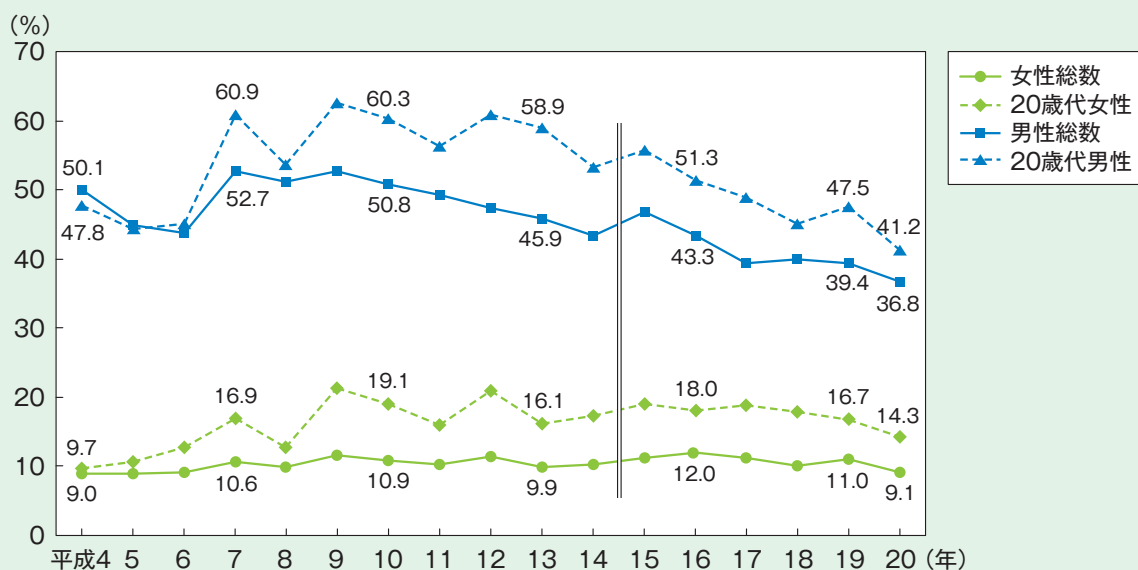
喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法(平成14年法律第103号)が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭などでの受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響について広く周知していく必要がある。

#### (上昇を続ける女性医師等の割合)

女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加しており、医療施設等で働いている医師、歯科医師、薬剤師における女性の割合はいずれも増加傾向にある。しかし、薬剤師に比べ医師、歯科医師における女性の割合はかなり低いものとなっている(第1-7-6図)。

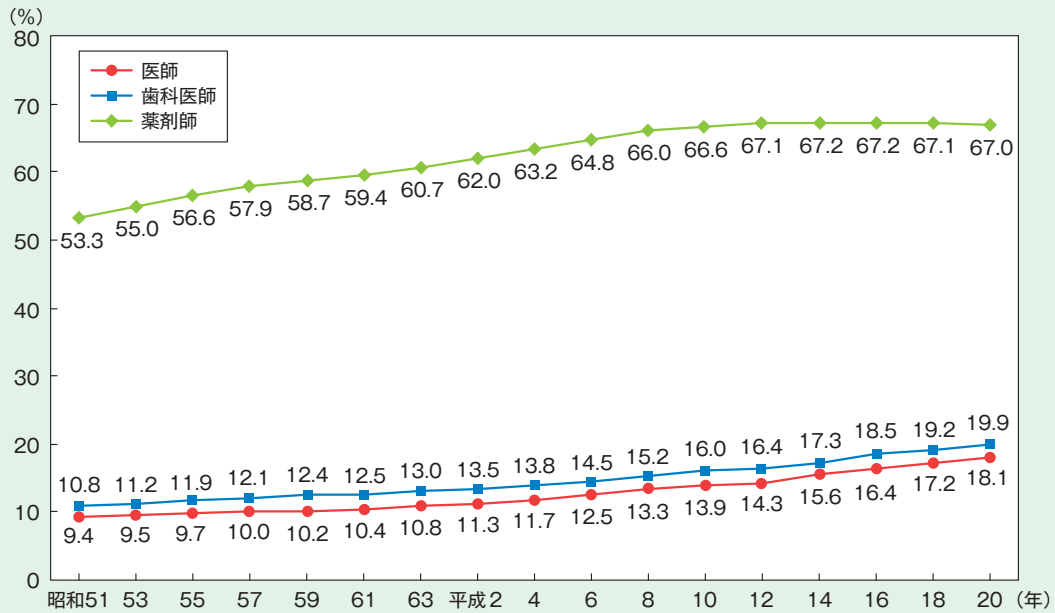
また、医師を取り巻く状況を見ると、多くの女性医師は、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しく、長期休業や勤務形態等を限定的にするなどの変更を迫られている。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためには、その間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等、多くの課題を乗り越える必要がある。医師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については、女性医師の割合が、新規に医師になる者の多い20歳代でそれぞれ68.1%、48.8%となっていることをかんがみれば、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある(第1-7-7図)。このため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極的に進める必要がある。

第1-7-5図 喫煙率の推移(性別・年代別)



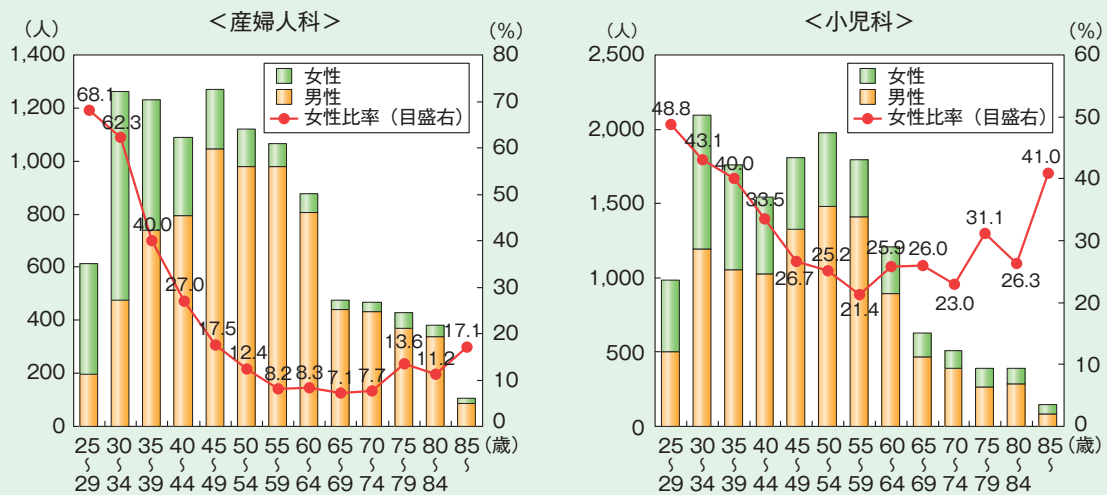
(備考) 1. 平成14年までは「国民栄養調査」、15年からは「国民健康・栄養調査」(どちらも厚生労働省)より作成。  
2. 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

第1-7-6図 女性の医療施設従事医師，同歯科医師，薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

第1-7-7図 年齢階級別医師数の男女比（産婦人科，小児科）



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成20年)より作成。  
2. 産婦人科の医師とは、主たる診療科が産婦人科と産科の医師である。

## 本章のポイント

## 第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率をみると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 公民館等での学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合をみると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.3%に上る一方、大学及び大学院教授は12.0%にとどまっている。

## 第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつあるが、欧米の国々と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りがみられる。

## 第1節 教育分野における男女共同参画

## （女子の大学進学率は上昇傾向）

平成21年度の学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等への進学率は、女子96.5%、男子96.2%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率をみると、男子55.9%、女子44.2%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の11.1%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学進学率は55.3%となる。近年、大学（学部）への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、減少し続けている。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成21年度では男性15.5%、女性6.8%となっている（第1-8-1図）。

## （男女の専攻分野の偏り）

平成21年では、女子学生全体の27.2%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の10.7%となっている一方、人文科学分野を専攻す

る女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.5%となっており、男女の専攻分野の偏りがみられる（第1-8-2図）。

また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では人文科学、社会科学の分野が並んで多く、これに次いで工学、保健、教育の分野が多くなっている（第1-8-3図）。全学生に占める女子学生数の割合について、近年増加傾向にあり、修士課程の社会人学生の割合をみると、平成21年では女子は半数近い48.3%を占めている。

博士課程では、芸術、教育、人文科学といった分野での専攻が多く、また、法科大学院では、26.1%が女子となっている。

## （社会教育での学習者）

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」（平成20年度）によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館で65.8%、生涯学習センターで63.1%、青少年教育施設で55.4%となっている。

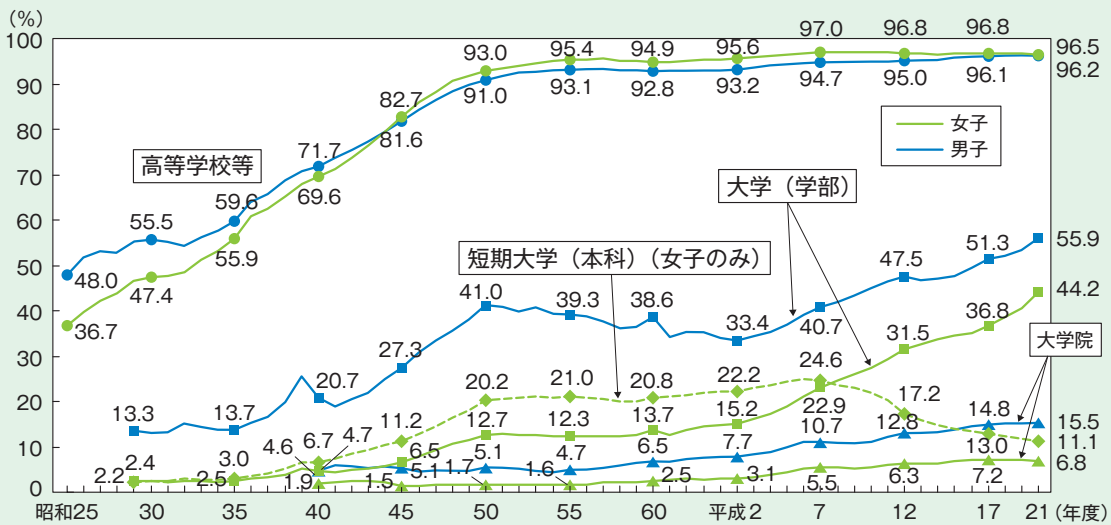
(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が21年には18.1%と大幅に上昇しているのを始め、上昇傾向に

あるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

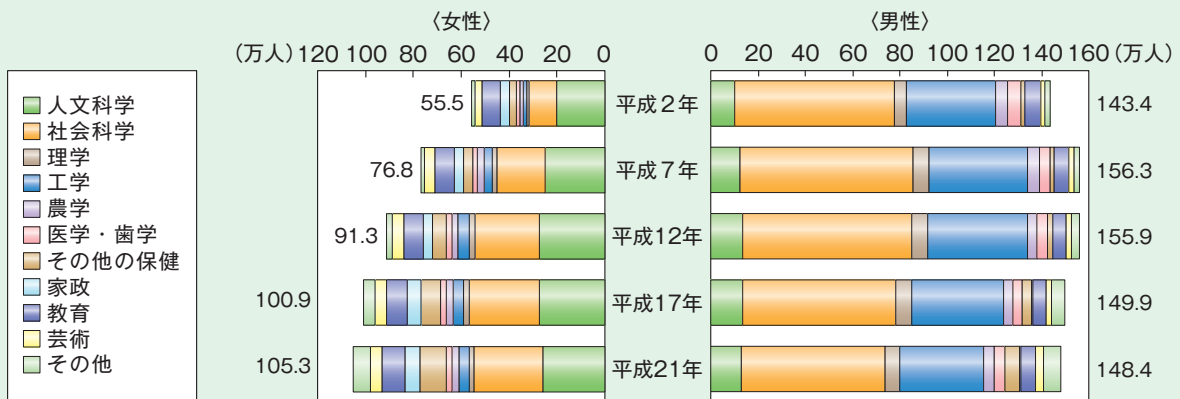
大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合をみても、短期大学では5割近いが、大学及び大学院では1割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低い(第1-8-4図)。

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。  
 3. 大学(学部)、短期大学(本科)：浪人を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数(浪人を含む)を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 4. 大学院：大学学部卒業生のうち、ただちに大学院に進学した者の比率(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

第1-8-2図 専攻分野別にみた学生数(大学(学部))の推移(性別)



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

第2節

研究分野における男女共同参画

(女性研究者の割合)

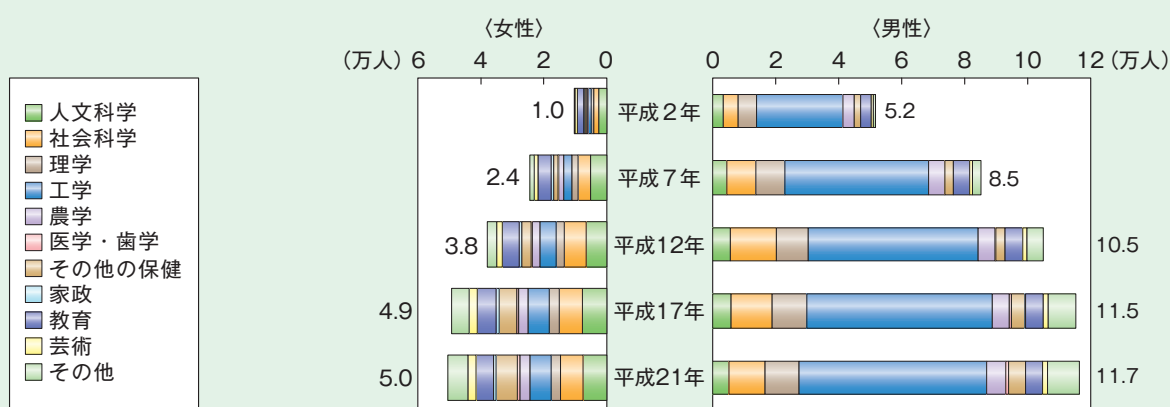
我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成21年3月31日現在で13.0%にとどまっており(第1-8-5図)、諸外国と比べて低いものとなっている(第1-8-6図)。しかしながら高等教育段階の女性の割合は、大学の学部41.7%、大学院(修士課程)30.2%、大

学院(博士課程)32.0%であり、これらを比較してみても、女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

(女性研究者が少ない理由)

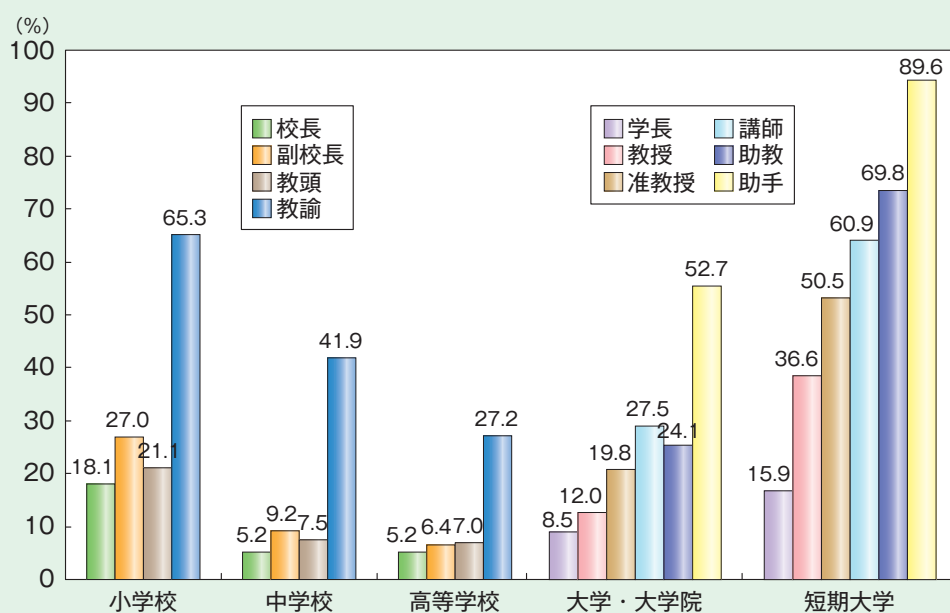
男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)によると女性研究者が少ない理由としては、家庭と仕事の両立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であることなどが上位になっている(第1-8-

第1-8-3図 専攻分野別にみた学生数(大学院(修士課程))の推移(性別)



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

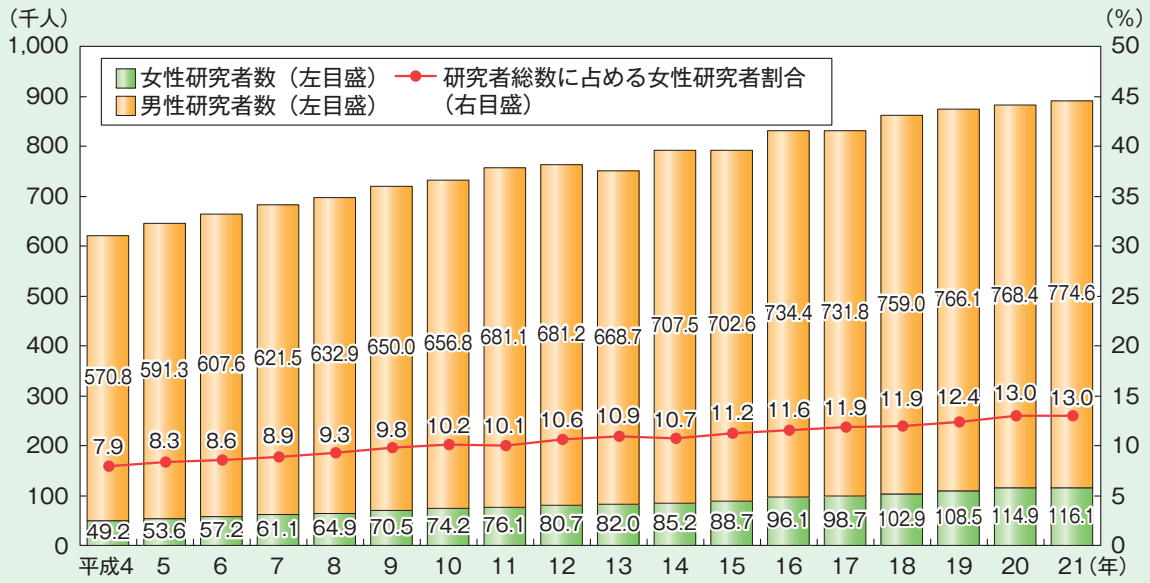
第1-8-4図 本務教員総数に占める女性の割合(初等中等教育, 高等教育)



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)より作成。

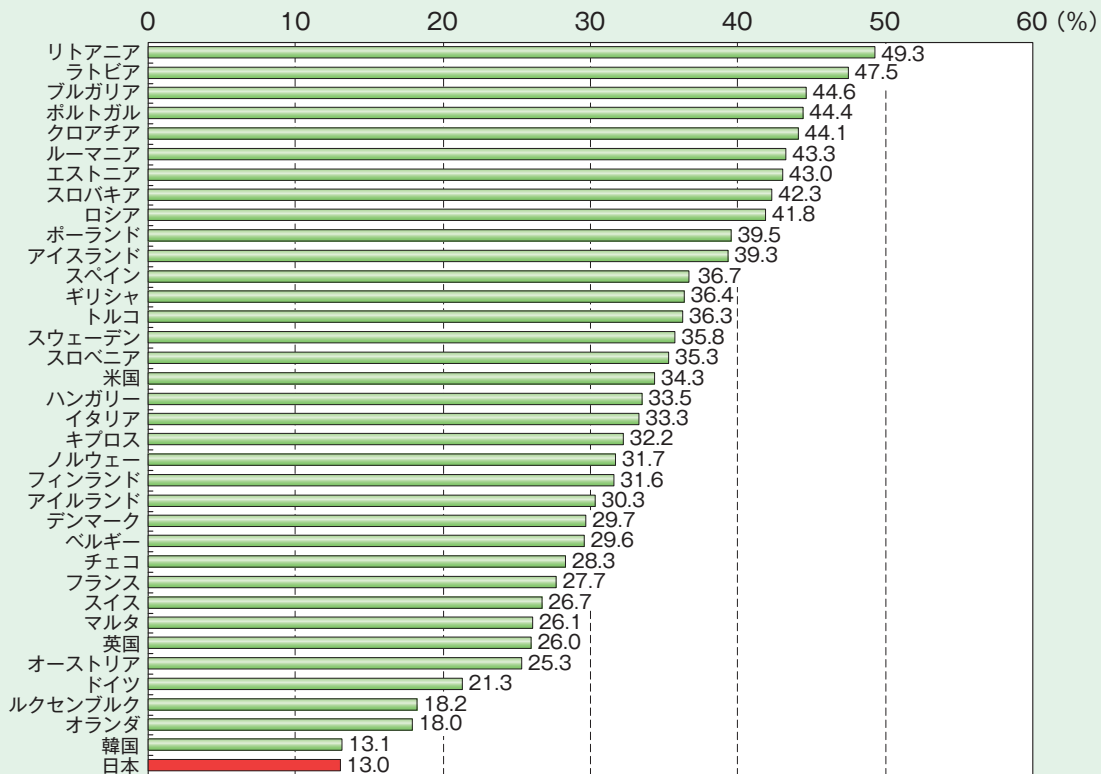


### 第1-8-5図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。

### 第1-8-6図 研究者に占める女性割合の国際比較



- (備考) 1. EU諸国の値は、英国以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。エストニア、スロバキア、ロシア、チェコは2007(平成19)年。ポルトガル、アイスランド、ギリシャ、スウェーデン、ノルウェー、アイルランド、デンマーク、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダは2006(平成18)年。スイスは2004(平成16)年。その他の国は2005(平成17)年時点。英国の値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく(2000(平成12)年時点)。
2. 韓国の数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく(2006(平成18)年時点)。
3. 日本の数値は、総務省「平成21年科学技術研究調査報告」に基づく(2009(平成21)年3月31日現在)。
4. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

7 図)。

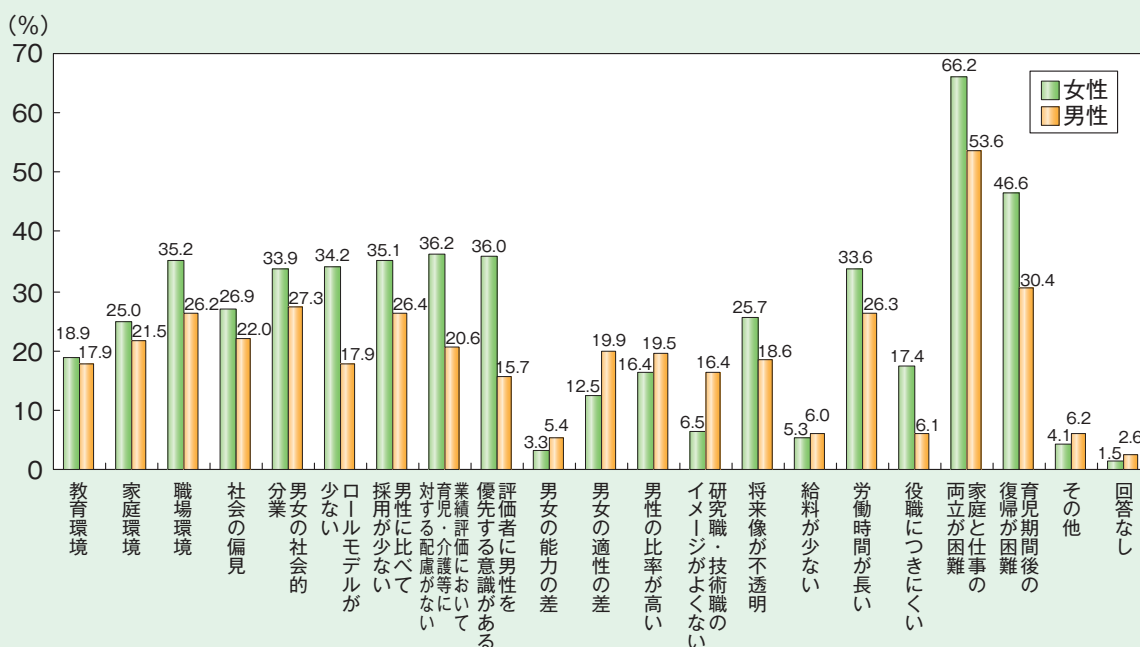
(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成21年科学技術研究調査報告」によると、研究者の所属については、男性の研究者は、企業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、逆に大学等に6割程度、企業等には3割程度となっている(第1-8-8図)。

女性研究者の相当部分を占める大学等において研

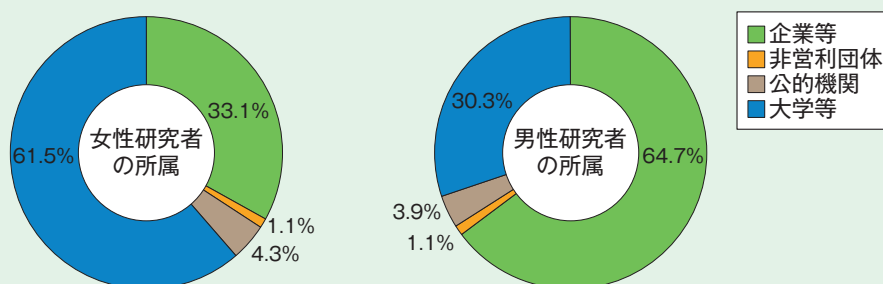
究に従事する女性の専門分野をみると、平成21年3月31日現在でも、医学・歯学以外の保健分野(栄養学などを含む)においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は7.8%、理学分野・農学分野などでも1割台にとどまっている(第1-8-9図)。また、比較的女性の研究者割合が高い分野にあっても、講師、准教授、教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるといった傾向がある(第1-8-10図)。

第1-8-7図 女性研究者が少ない理由(性別)



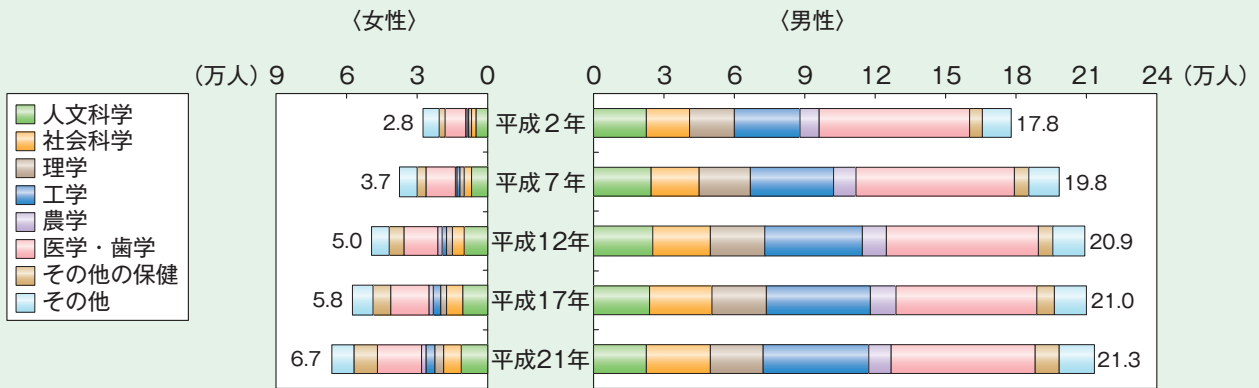
(備考) 男女共同参画学協会連絡会「科学技術専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)より作成。

第1-8-8図 研究者の所属機関



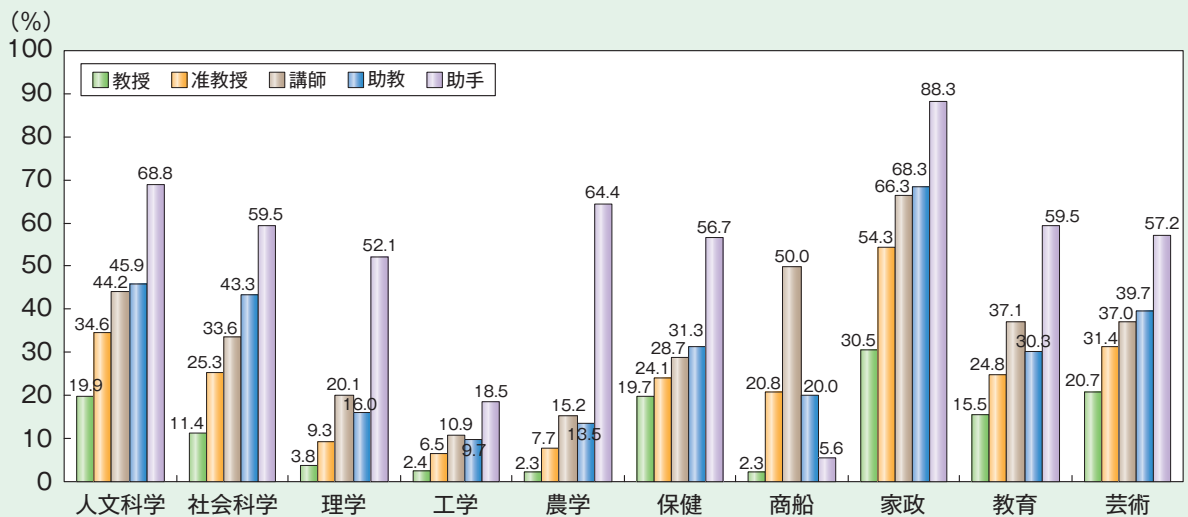
(備考) 総務省「平成21年科学技術研究調査報告」より作成。

### 第1-8-9図 専攻分野別にみた大学等の研究本務者の推移（性別）



(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。  
 2. 大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関など。

### 第1-8-10図 大学教員における分野別女性割合



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成21年度)より作成。